



第111期 定時株主総会 招集ご通知

2021年3月1日から2022年2月28日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2022年5月19日（木曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1

イオンタワー別棟3階 多目的ホール

【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。事前に郵送やインターネット等で議決権をご行使いただくこともできますので、当日は、感染回避のため来場の自粛をご検討ください。

招集ご通知が、もっと身近に、スマホでも！



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/8905/>



イオンモール株式会社

証券コード：8905

株主の皆さまへ

証券コード 8905

2022年4月28日

千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1

イオンモール株式会社

取締役社長 岩村康次

第111期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第111期定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年5月18日（水曜日）午後6時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年5月19日（木曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1
イオンタワー別棟3階 多目的ホール

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】 1. 第111期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）事業報告の内容、
連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第111期（2021年3月1日から2022年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役13名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
◎議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 第111期定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aeonmall.com/ir/index.html>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
3. 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.aeonmall.com/ir/index.html>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

「株主総会決議ご通知」は送付せず、定時株主総会終了後に当社ウェブサイト（<https://www.aeonmall.com/ir/meeting.html>）に議決権の行使結果を掲載させていただきます。

議決権行使に関するお願い

A 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）また、議事資料として本冊子をご持参ください。

B 書面による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2022年5月18日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

C インターネット等による議決権の行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（67頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2022年5月18日（水曜日）午後6時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

■書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類) 事業報告	15
連結計算書類	
連結貸借対照表	55
連結損益計算書	56
連結株主資本等変動計算書	57
計算書類	
貸借対照表	58
損益計算書	59
株主資本等変動計算書	60
監査報告	
連結計算書類に係る会計監査報告	61
計算書類に係る会計監査報告	63
監査役会の監査報告	65
ご参考	
インターネット等による議決権行使のご案内	67
優待制度のご案内	68
株主メモ	69

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、モール事業に続く今後の成長戦略として、複合型開発やデジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出など、新規事業の展開を見据え、定款の一部を変更いたします。
 - ① 変更案第2条第1項及び第15項は、ショッピングモールの開発にとどまらず、複合型開発及び不動産再生ビジネスを推進するため追加するものであります。
 - ② 変更案第2条第7項は、商品の販売を含めたEC事業の展開を推進するため追加するものであります。
 - ③ 変更案第2条第8項は、インターネット上に限定している広告、宣伝に関する業務をインターネットに限定せず、広告、宣伝に関する業務に変更するものであります。
 - ④ 変更案第2条第18項は、当社及び子会社の事業における販売促進活動や各種イベントの実施・運営について明記するものであります。
 - ⑤ 変更案第2条第19項は、モール運営における顧客情報の活用など、新しい情報ビジネスを開始するため追加するものであります。
 - ⑥ 変更案第2条第20項は、当社及び子会社において物流・倉庫事業を開始するため追加するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が2021年6月16日付で施行されたことに伴い、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められておりますので、定款の一部を変更いたします。
 - ① 変更案第12条（株主総会の招集）第2項は、遠隔地の株主さま等、多くの株主さまが出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、新型コロナウイルス等感染症の感染拡大防止にも資すると考えており、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう新設するものであります。
当社としましては、感染症拡大や自然災害を含む大規模災害等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主さまの利益にも照らして適切でないと判断したときに限り、バーチャルオンリー株主総会を開催するものと考えております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、定款の一部を変更いたします。
 - ① 変更案第15条（電子提供措置等）第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから新設するものであります。
 - ② 変更案第15条（電子提供措置等）第2項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため新設するものであります。
 - ③ 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は、株主総会資料の電子提供制度が導入されますと不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	(現行どおり)
(目 的) 第2条 当社は、国内外において、次の事業を営むことを目的とする。 1. ショッピングセンターを主とした不動産の開発、建設、運営および管理に関する業務 第2項～第6項(条文省略) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営 8. インターネット上での広告業務 第9項～第14項(条文省略) 15. 公園、観光施設、スポーツ施設、文化施設、道路、駐車場、駐輪場等の受託・管理運営 第16項～第17項(条文省略) (新 設) (新 設) (新 設) 18. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 19. 前各号に付帯関連する一切の業務	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1. ショッピングモールを主とした不動産の開発、建設、運営、 <u>再生</u> 、および管理に関する業務 第2項～第6項(現行どおり) 7. インターネット上のショッピングモールの企画・制作・運営および各種商品の販売 8. <u>広告</u> 、 <u>宣伝</u> に関する業務 第9項～第14項(現行どおり) 15. 公園、 <u>オフィス</u> 、 <u>ホテル</u> 、 <u>観光施設</u> 、 <u>レジャー施設</u> 、 <u>スポーツ施設</u> 、 <u>文化施設</u> 、 <u>教育施設</u> 、 <u>水族館</u> 、 <u>住宅</u> 、 <u>道路</u> 、 <u>駐車場</u> 、 <u>駐輪場</u> 等の受託・管理運営、 <u>賃貸</u> 、 <u>経営</u> 第16項～第17項(現行どおり) 18. <u>販売促進活動</u> 、 <u>各種イベント</u> 、 <u>講演</u> 、 <u>セミナー</u> の企画・開催・運営管理 19. <u>情報処理</u> および <u>情報提供サービス業</u> 、 <u>マーケティング業</u> 20. <u>貨物自動車利用運送事業</u> 、 <u>倉庫事業</u> 、 <u>流通加工事業</u> 、 <u>港湾運送事業</u> 、 <u>物流センター運営事業</u> 、 <u>通関業</u> 、 <u>輸出入代行業</u> 21. 前各号に付帯関連するコンサルティング業務 22. 前各号に付帯関連する一切の業務
第3章 株主総会	(現行どおり)
(株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)	(株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) ②当社は、 <u>感染症拡大</u> または <u>大規模災害</u> 等により、 <u>場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でない</u> と取締役会が決定したときは、 <u>場所の定めのない株主総会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>(現行どおり)</p>
<p>第40条～第43条 (条文省略) (新 設) (新 設)</p>	<p>第40条～第43条 (現行どおり) <u>(附則)</u> <u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第1条 定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第15条 (電子提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> <u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役13名選任の件

取締役全員（13名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります

つきましては、経営課題及びめざす姿の実現に向け、これまで以上に実効性の高い監督を行い経営体制の強化を図るとともに、成長施策の実行スピードの加速と意思決定の迅速化を行うことを目的とし、新任取締役候補者1名を含めた取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名		現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況	在任年数	指名・報酬 諮問委員会	経営戦略 諮問委員会	ガバナンス 委員会
1	岩村 康次	再任	代表取締役社長 兼 海外事業本部長	15/15回 (100%)	3年	○	◎	
2	藤木 光広	再任	専務取締役CX創造本部長	15/15回 (100%)	7年		○	
3	佐藤 久之	再任	常務取締役開発本部長	15/15回 (100%)	6年		○	
4	岡本 正彦	再任	常務取締役管理本部長	14/15回 (93%)	4年	○	○	
5	横山 宏	再任	常務取締役財経本部長	15/15回 (100%)	5年		○	
6	岡田 元也	再任	取締役相談役	15/15回 (100%)	24年			
7	伴井 明子	再任	取締役マーケティング統括部長	15/15回 (100%)	4年		○	
8	橋本 達也	再任	取締役中国事業責任者	15/15回 (100%)	2年		○	
9	腰塚 國博	再任	取締役	15/15回 (100%)	2年	◎	○	○
10	黒崎 裕伸	再任	取締役	11/11回 (100%)	1年	○	○	○
11	大和田 順子	再任	取締役	11/11回 (100%)	1年	○	○	○
12	榎本 知佐	再任	取締役	11/11回 (100%)	1年	○	○	◎
13	滝 順子	新任	-	-	-			

(注1) 在任年数ならびに各委員会の構成は、本株主総会終結時のものです。

(注2) 黒崎裕伸、大和田順子及び榎本知佐の各氏は2021年5月20日開催の第110期定時株主総会において社外取締役
に就任したため、同日以降の取締役会出席状況を記載しています。

(注3) 社外取締役は、当社取締役への就任順に記載しています。

◎委員長

○委員

〈取締役候補者の指名を行うにあたっての方針と手続き〉

取締役候補者の指名については、以下のような基準に従って代表取締役社長が提案し、指名・報酬諮問委員会にて審議の上で株主総会付議議案として取締役会で決議し、本総会に提出しています。

- ・社内取締役においては、得意とする専門分野における能力・知識・経験・実績を有するとともに、業務全般を把握し活動できるバランス感覚と決断力を有していること。
- ・社外取締役においては、出身の各分野における豊富な経験と高い見識を有していること、当社取締役として職務遂行を行うための十分な時間が確保できること、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための監督・提言ができる資質を有していること。

〈取締役候補者の専門性と経験<スキルマトリックス>〉

取締役会を構成する取締役候補者の選任にあたっては、経営監督機能強化の観点はもとより、事業特性を活かし、重点戦略ならびに成長施策を推し進めることができる専門性と知見を有する人材で構成するものとします。

※以下の一覧表は各人の有する全ての専門性と経験を表すものではなく、特に期待するスキルを表記しています。

取締役候補者	企業 経営	内部 統制	財務・ 会計	不動産		ダイバーシティ・ 働き方改革	デジタル・ トランスフォーメ ーション	サステ ナビリティ	グローバル	マーケティング・ ブランディング
				開発	運営					
岩村 康次	●			●			●	●	●	
藤木 光広					●			●		●
佐藤 久之				●				●	●	
岡本 正彦		●				●		●		
横山 宏		●	●	●						
岡田 元也	●							●	●	
伴井 明子					●		●			●
橋本 達也					●				●	●
腰塚 國博 (社外)	●	●					●			
黒崎 裕伸 (社外)	●								●	
大和田 順子(社外)		●				●				
榎本 知佐 (社外)		●						●		●
滝 順子 (社外)			●							



候補者番号

1

いわむら やすあき
岩村 康次 (1966年3月7日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

2005年 8月	当社入社	2019年 5月	当社取締役アセアン本部ベトナム責任者 兼 AEON MALL VIETNAM CO.,LTD General Director
2007年 8月	当社企画開発部 企画開発第一グループゼネラルマネージャー	2020年 3月	当社代表取締役社長
2009年 5月	当社開発本部 関東・東北開発部長	2020年 7月	AEON MALL (CHINA) CO.,LTD. 董事長 (現任)
2013年 4月	当社開発本部 開発統括部長	2021年 4月	当社代表取締役社長兼海外事業本部長 (現任)
2016年 5月	AEON MALL VIETNAM CO.,LTD General Director		

所有する当社の株式数
3,012株

在任年数
3年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

当社入社以来、開発、海外事業の重点拠点であるイオンモールベトナムでの経営経験等、グローバルな事業経営及び経営管理に関する知見を有し、経営の重要事項の決定、業務執行に対する監督等、当社の企業価値向上に資する役割を果たしております。また、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対し、リーダーシップを発揮し持続的な企業価値向上のために事業全体を牽引しております。「2025年にめざす姿」の実現と、さらなる事業成長を遂げるため、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

岩村康次氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

2

ふじき みつひろ
藤木 光広 (1960年11月21日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1985年 4月	当社入社	2015年 4月	当社営業本部長
2011年 4月	当社イオンモール新居浜ゼネラルマネージャー	2015年 5月	当社取締役営業本部長
2012年11月	当社イオンモール宮崎ゼネラルマネージャー	2017年 4月	当社取締役リーシング本部長
2013年 4月	当社営業本部西日本事業部長	2018年 5月	当社常務取締役リーシング本部長
2014年 9月	当社営業本部中四国事業部長	2021年 4月	当社常務取締役CX創造本部長
		2021年 5月	当社専務取締役CX創造本部長 (現任)

所有する当社の株式数
9,464株

在任年数
7年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

入社以来、主にショッピングモールの運営及びリーシング業務に従事し、2021年より専務取締役を務めております。現在はCX創造本部長として、地域へのソリューション提供、同友店企業との共創による新しい取り組みを通じて、リアルモールの魅力の最大化や新たな価値提供の創造において中心的役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

藤木光広氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

3

さとう ひさゆき
佐藤 久之 (1957年12月8日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1981年 3月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社	2016年 3月	AEON MALL (CHINA) CO.,LTD. 開発統括部長
1990年 3月	同社東北開発部	2016年 4月	当社中国本部長
2008年10月	永旺商業有限公司 開発部長	2016年 4月	AEON MALL (CHINA) CO.,LTD.総経理
2011年 3月	当社中国本部イオンモール北京天津開発部長	2016年 5月	当社取締役中国本部長
2012年 9月	当社中国本部中国開発統括部長	2019年 4月	当社常務取締役中国本部長
2014年 4月	AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.総経理	2020年 5月	当社常務取締役開発本部長 (現任)

所有する当社の株式数
1,900株在任年数
6年取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

国内及び中国における開発業務に従事するとともに、中国現地法人の経営の経験も有しており、2019年より常務取締役を務めております。現在は開発本部長として、開発にかかわる分野での豊富な専門知識と海外における事業経営の実績と貢献を活かし、商業施設の枠組みを超え、複合型商業施設の開発等新たなビジネスフォーマットを推進し、次世代モールの構築を通じて企業価値向上に努めていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

佐藤久之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

4

おかもと まさひこ
岡本 正彦 (1958年4月8日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1981年 3月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社	2008年 9月	同社関東カンパニー人事教育部長
1997年 3月	同社メガマート事業本部人事総務部長	2015年 2月	当社管理本部総務部長
2000年 3月	同社近畿事業本部人事教育部長	2018年 4月	当社管理本部長
2001年 3月	同社本社事務センター長	2018年 5月	当社取締役管理本部長
		2021年 5月	当社常務取締役管理本部長(現任)

所有する当社の株式数
3,500株在任年数
4年取締役会出席状況
14/15回

取締役候補者の選定理由

人事・総務業務に従事して培った専門知識と経験をもとに、2021年より常務取締役管理本部長を務めております。企業価値最大化を図るため、内部統制、コーポレート・ガバナンス、ダイバーシティへの対応を推進し、国内外の内部統制やリスク管理のさらなる強化を行っております。ESG視点に基づく改革の中心的役割を担っていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

岡本正彦氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

5

よこやま
横山

ひろし
宏

(1964年5月29日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1987年 4月	中央信託銀行(株) (現三井住友信託銀行(株)) 入行	2007年 8月	当社管理本部財務経理部長
2000年10月	中央三井信託銀行(株) (現三井住友信託銀行(株)) 不動産投資開発部課長	2013年 5月	当社財務本部経統括部長
2004年 4月	当社入社	2017年 4月	当社開発本部開発企画統括部長
2004年 4月	当社管理本部財務経理グループ 財務グループマネージャー	2017年 5月	当社取締役開発企画統括部長
		2021年 4月	当社取締役財務本部長
		2021年 5月	当社常務取締役財務本部長(現任)

所有する当社の株式数
4,910株

在任年数
5年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

金融機関での不動産関連業務の経験を備えており、当社入社以来、財務・経理業務に従事し、現在は常務取締役財務本部長を務めております。不動産開発及び財務関連の豊富な実績と経験を有しており、グローバル展開の加速、キャッシュ創出力の強化といった施策を着実に推進していることから、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

横山宏氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

6

おかだ
岡田

もとや
元也

(1951年6月17日生)

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1979年 3月	ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社	2002年 5月	当社取締役相談役 (現任)
1990年 5月	同社取締役	2003年 5月	イオン(株)取締役 兼 代表執行役社長
1992年 2月	同社常務取締役	2012年 3月	同社取締役 兼 代表執行役社長グループCEO
1995年 5月	同社専務取締役	2015年 2月	イオンリテール(株)取締役相談役 (現任)
1997年 6月	同社代表取締役社長	2020年 3月	イオン(株)取締役 兼 代表執行役会長 (現任)
1998年 5月	当社取締役		

所有する当社の株式数
5,280株

在任年数
24年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

イオン(株)とイオングループ各社は、相互に自主性・独自性を尊重しつつ綿密な連携を図りながら、シナジー効果の最大化を図ることが、株主利益につながるものと認識しております。グループ戦略の実効性を高めること及び当社の健全な事業経営の管理を目的に、経営者としての豊富な経験・能力を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

岡田元也氏は、イオン(株)取締役兼代表執行役会長であり、同社は当社の大株主(親会社)であります。また、当社の兄弟会社であり当社テナントとして入店しているイオンリテール(株)の取締役相談役であります。



候補者番号

7

なから い あき こ
伴井 明子 (1971年8月7日生)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2003年12月	(株)ダイヤモンドシティ (現イオンモール株) 入社	2018年 3月	当社営業本部デジタル推進統括部長
2011年 4月	当社イオンモール都城駅前ゼネラルマネージャー	2018年 5月	当社取締役デジタル推進統括部長
2013年 4月	当社イオンモール福津ゼネラルマネージャー	2021年 4月	当社取締役マーケティング統括部長 (現任)
2016年 7月	イオンモールキッズドリーム合同会社 代表職務執行者		

所有する当社の株式数
4,500株

在任年数
4年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

入社以来、主にショッピングモールの運営及びデジタル事業に従事し、現在は取締役マーケティング統括部長を務めております。営業全般にかかわる専門知識、デジタルの知見や子会社での経営経験を活かし、アプリ開発などお客さまの利便性、顧客体験価値向上に努めていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

伴井明子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

8

はし もと たつ や
橋本 達也 (1974年2月14日生)

再任

[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]

2004年 4月	(株)ダイヤモンドシティ (現イオンモール株) 入社	2020年 5月	当社取締役 中国本部長
2011年11月	当社イオンモール三光ゼネラルマネージャー	2020年 5月	AEON MALL (CHINA) CO.,LTD. 総経理 (現任)
2012年11月	当社イオンモール高知ゼネラルマネージャー	2020年 7月	AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD. 理事長 (現任)
2015年 4月	当社イオンモール倉敷ゼネラルマネージャー	2020年 7月	AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD. 理事長 (現任)
2017年 3月	AEON MALL (CHINA) CO.,LTD. SC運営統括部長	2021年 4月	当社取締役 中国事業責任者 (現任)
2018年 3月	AEONMALL (JIANGSU) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD 総経理		

所有する当社の株式数
1,500株

在任年数
2年

取締役会出席状況
15/15回

取締役候補者の選定理由

入社以来、主にショッピングモールの運営業務に従事し、現在は取締役中国事業責任者を務めております。国内外で培った営業全般にかかわる専門知識を活かし、中国事業責任者として、利益成長の実現と新規出店の加速を推進し、新たな価値提供への取り組みに努めていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

特別の利害関係

橋本達也氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。



候補者番号

9

こし づか く に ひろ
腰塚 國博 (1955年9月30日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1981年 4月	小西六写真工業(株) (現コニカミノルタ(株))入社	2019年 6月	同社上級技術顧問
2013年 4月	同社執行役技術戦略部長 兼 開発本部長	2019年11月	HOUSE(株) 社外取締役 (現任)
2014年 6月	同社常務執行役技術戦略部長 兼 開発本部長	2020年 5月	当社 社外取締役 (現任)
2015年 6月	同社取締役 兼 常務執行役 (CTO)	2021年 6月	東急建設(株) 社外取締役 (現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

2年

取締役会出席状況

15/15回

社外取締役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

他社において取締役として技術戦略や新規事業創出、大型買収案件等に従事するとともに、技術者として培われたデジタル・科学技術における知識、知見、経験を活かして、デジタル・トランスフォーメーションの推進や新時代に対応する新たな「暮らし」を創造する事業や、経営課題に対して適切な監督・助言を行っていただけるものと期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

腰塚國博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者番号

10

くろ さき ひろ のぶ
黒崎 裕伸 (1960年9月7日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1983年 4月	日本電気(株)入社	2017年10月	同社 NEC EMEA 地域代表
1993年 7月	同社 カイロ駐在事務所 首席駐在員		ヨーロッパ社長 (ロンドン)
1994年10月	同社 バーレーン駐在事務所 首席駐在員	2020年 4月	同社 グローバルビジネスユニット
2002年 4月	同社 中国事業推進本部 営業部長		上席グローバル事業主幹
2010年 6月	同社 NECトルコ 社長 (イスタンブール)	2021年 5月	当社 社外取締役(現任)
2014年 6月	同社 米州 EMEA 本部長		

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

社外取締役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

海外での事業活動や現地法人責任者(社長)として、体制構築や事業拡大など経営に携わってきたことの経験やノウハウ及び新興国への駐在経験から培った、海外でのリスク管理における知見を活かし、当社の経営課題であります海外事業における高い利益成長の実現のために適切な監督・助言を行っていただけることを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。

特別の利害関係

黒崎裕伸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 黒崎裕伸氏は2021年5月20日開催の第110期定時株主総会において社外取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載していません。



候補者番号

11

おおわだじゅんこ
大和田 順子 (1965年8月31日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1989年 4月	日本電信電話(株) (現NTTコミュニケーションズ(株))入社	2016年 7月	(株)リクルートキャリア フェロー
2001年 8月	リクルートグループ(株)人事測定研究所	2016年 7月	(株)東京一番フーズ 顧問 (現任)
2009年 4月	(株)リクルートマネジメントソリューションズ 執行役員	2017年 4月	(株)日立製作所 人事領域プロフェッショナル契約 (現任)
2013年 4月	(株)リクルートキャリア 執行役員	2020年 6月	(株)アルバイトタイムス社外取締役 (現任)
		2021年 5月	当社 社外取締役(現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

社外取締役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

人材活用、人事ソリューション、ダイバーシティ、働き方改革など人事採用教育関連の知見が深く、ITや人事領域の課題解決に関する顧問あるいはコンサルティングの経験や実績を活かし、当社の重要課題であるダイバーシティや働き方改革の推進に関する監督・助言が十分に期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

大和田順子氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(注) 大和田順子氏は2021年5月20日開催の第110期定時株主総会において社外取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載していません。



候補者番号

12

えのもと ち さ
榎本 知佐 (1961年8月12日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

再任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1984年 4月	(株)リクルート入社	2018年 4月	(株)日立製作所 エグゼクティブコミュニケーションストラテジスト
2005年11月	(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン 広報部長	2018年 6月	パーソルホールディングス(株) 社外取締役(監査等委員) (現任)
2012年 7月	ヤンセンファーマ(株) コミュニケーション& パブリックアフェアーズ部門長	2018年 9月	(株)ジョイフル本田 社外取締役
2014年 1月	東京電力(株) 執行役員 ソーシャルコミュニケーション室長	2019年 4月	明治大学 広報戦略本部長 (現任)
		2021年 5月	当社 社外取締役(現任)

所有する当社の株式数

0株

在任年数

1年

取締役会出席状況

11/11回

社外取締役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

外資系を含む複数社でのリーダーとしての経験・実績が豊富であり、また他社での社外取締役や大学での取り組みなどその活動範囲やネットワークも広く、当社の重要課題である情報開示、ブランド戦略の推進に関して、幅広い知見や多面的な視点での監督・提言が十分に期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

特別の利害関係

榎本知佐氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

(注) 榎本知佐氏は2021年5月20日開催の第110期定時株主総会において社外取締役に就任したため、同日以降の出席状況を記載していません。



候補者番号

13

滝 順子

(1967年7月17日生)

独立役員候補者

社外取締役候補者

新任

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

1990年4月	オリックス㈱入社	2019年8月	同社 グローバル統括室部長 兼 経営企画室部長
1997年10月	朝日監査法人入所 (現有限責任あずさ監査法人)	2021年2月	滝公認会計士事務所代表 (現任)
2018年6月	住江織物㈱ グローバル統括室部長		

所有する当社の株式数

0株

在任年数

一年

取締役会出席状況

一/一回

社外取締役候補者の選定理由及び期待される役割の概要

他社において、経営に近い執行職として事業戦略立案、経営管理基盤の再構築、会計内部統制構築等の業務経験や、公認会計士として大手監査法人にて会計監査、会計コンサルティング、企業ガバナンス等の専門家として培われた高い見識を活かし、当社の財務領域における投資判断や事業戦略、内部統制監査等に対して複眼（企業経験×財務領域）の視点で、適切な監督・助言を期待できるため、新たに取締役候補者となりました。

特別の利害関係

滝順子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

(注) 1.当社は腰塚國博、黒崎裕伸、大和田順子及び榎本知佐との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、各氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。なお、滝順子氏が選任された場合は同様の契約を締結いたします。契約内容の概要は次のとおりであります。

- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を上限として、その責任を負うものとする。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 2.当社は腰塚國博、黒崎裕伸、大和田順子及び榎本知佐の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が再任された場合引き続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。なお、滝順子氏が選任された場合は同様に独立役員として届け出る予定であります。
- 3.当社は優秀な人材確保、成長に向けた積極果敢な経営集団を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。取締役候補者の各氏のうち再任予定の候補者についてはすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者については、選任後被保険者となります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〈役員等賠償責任保険契約の概要〉

- (1) 被保険者の対象範囲
当社の取締役及び監査役
- (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合
会社が全保険料を負担しており被保険者の負担はありません。
- (3) 補填の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。
- (4) 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
保険契約に免責額等の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

(ご参考) 独立社外取締役の独立性判断基準と資質

独立社外取締役の選任につきましては、東京証券取引所の定める独立性基準に則るとともに、多様な視点、豊富な経験、高い見識と専門性を持った多種多様な業界の経験者又は経営経験者より候補者を選定し、取締役会における率直・活発で建設的な検討に貢献できる人物を選任しています。

以上

事業報告

(2021年3月 1日から
2022年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当社は、経営理念の実現とさらなる事業成長を遂げるため、長期ビジョンである2026年2月期（2025年度）にめざす姿を定め、社会価値・環境価値・経済価値の創出を通じて、地域社会とともに持続的な成長の実現に向けて取り組んでいます。

2021年2月期（2020年度）を初年度とする中期経営計画（2020～2022年度）では、「海外における高い利益成長の実現」「国内における安定的成長の実現」「成長を支えるファイナンスミックスの推進とガバナンス体制強化」「E S G経営の推進」を成長施策として掲げています。

成長施策の推進においては「海外事業の利益成長の実現と新規出店の加速」「C X（カスタマー・エクスペリエンス）の創造によるリアルモールの魅力の最大化」「次世代モールの構築と都市型S C事業の推進」「D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」「中期戦略の推進とE S G視点に基づく改革の加速」を経営課題およびめざす姿として定めております。これらの取り組みを通じて地域・社会の課題に対してソリューションを提供し続けることで、地域コミュニティにおける中核施設として社会インフラ機能のポジションを確立していきます。

当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況は国、エリアにより違いはあるものの、依然として収束には至らず、国内外の当社モールでは一部営業時間の短縮や臨時休業を実施しました。

当連結会計年度の経営成績は、営業収益は3,168億1千3百万円（前期比112.9%）、営業利益は382億2千8百万円（同111.1%）、経常利益は325億4千万円（同114.4%）、親会社株主に帰属する当期純利益は192億7千8百万円（前連結会計年度は18億6千4百万円の損失）と増収増益となりました。当連結会計年度における一時休業期間中の固定費等は、新型コロナウイルス感染症による損失として40億7千5百万円（前連結会計年度は165億7千2百万円）を特別損失に計上しました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない2020年2月期との比較（以下、「一昨年対比」という。）では、営業収益は97.7%、営業利益は62.9%、経常利益は58.0%、親会社株主に帰属する当期純利益は56.3%となりました。

◆連結経営成績

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減 (前期比)
営業収益	280,688	316,813	+36,125 (112.9%)
営業利益	34,394	38,228	+3,834 (111.1%)
経常利益	28,437	32,540	+4,103 (114.4%)
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損 失(△)	△1,864	19,278	+21,142 (-)

〔ご参考〕2020年2月期対比

	2020年2月期	当連結会計年度	増減 (前々期比)
営業収益	324,138	316,813	△7,325 (97.7%)
営業利益	60,794	38,228	△22,566 (62.9%)
経常利益	56,117	32,540	△23,576 (58.0%)
親会社株主に帰属する 当期純利益	34,239	19,278	△14,960 (56.3%)

◆セグメント別経営成績

(単位：百万円)

	営業収益			セグメント利益又は損失 (△)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	増減 (前期比)	前連結会計年度	当連結会計年度	増減 (前期比)
日本	237,093	261,214	+24,121 (110.2%)	30,597	31,945	+1,347 (104.4%)
中国	31,353	43,139	+11,785 (137.6%)	2,296	6,958	+4,662 (303.0%)
アセアン	12,241	12,459	+217 (101.8%)	1,474	△701	△2,175 (-)
海外	43,594	55,598	+12,003 (127.5%)	3,771	6,257	+2,486 (165.9%)
調整額	-	-	- (-)	25	25	- (100.0%)
合計	280,688	316,813	+36,125 (112.9%)	34,394	38,228	+3,834 (111.1%)

〔ご参考〕 2020年2月期対比

	営業収益			セグメント利益又は損失 (△)		
	2020年2月期	当連結会計年度	増減 (前期比)	2020年2月期	当連結会計年度	増減 (前々期比)
日本	274,999	261,214	△13,784 (95.0%)	52,460	31,945	△20,515 (60.9%)
中国	35,850	43,139	+7,288 (120.3%)	5,622	6,958	+1,336 (123.8%)
アセアン	13,288	12,459	△829 (93.8%)	2,686	△701	△3,387 (-)
海外	49,138	55,598	+6,459 (113.1%)	8,308	6,257	△2,050 (75.3%)
調整額	-	-	- (-)	25	25	- (100.0%)
合計	324,138	316,813	△7,325 (97.7%)	60,794	38,228	△22,566 (62.9%)

<海外>

営業収益は555億9千8百万円（前期比127.5%）、営業利益は62億5千7百万円（前期比165.9%）と増収増益となりました。中国は当連結会計年度の専門店売上は伸長し増収増益となりましたが、アセアンは第3四半期連結会計期間（7月～9月）にベトナムで新型コロナウイルス感染症拡大に伴い臨時休業を余儀なくされ、増収減益となりました。

なお、海外事業としては新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない一昨年対比において、営業収益は113.1%、営業利益は75.3%となりました。

中国では北京・天津・山東、江蘇・浙江、湖北、広東の4エリア、アセアンではベトナム、カンボジア、インドネシアの3国を中心にドミナント出店を進めています。当社モールのブランド力向上により集客力が高まることで、優良専門店の誘致や有利なリーシング条件での契約が可能となる等、ブランディングメリットの享受が進んでいます。また、当社モールでは、日本で培った管理・運営ノウハウを活かし、消費を喚起するセールやイベントの開催による集客力の向上や、日本のモール環境と同等のグリーンリネス（清潔、安全、快適な状態）の徹底および計画的な専門店入替を中心としたリニューアルを実施しています。

今後の成長戦略として、2025年に海外50モール体制の実現に向けた新規出店を加速していきます。2025年度末時点では、物件のパイプラインとして70モール体制となる仕込みを完了させるべく、中国・アセアンとも高い成長力が見込まれるエリアにおいて探索・確保を進めていきます。

なお、海外現地法人の決算期は12月末のため、当連結会計年度の業績は1月～12月となります。

（中国）〔当連結会計年度（1月～12月）〕

営業収益は431億3千9百万円（前期比137.6%）、営業利益は69億5千8百万円（前期比303.0%）と増収増益となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない一昨年対比でも、営業収益は120.3%、営業利益は123.8%と増収増益となりました。

7月下旬に中国全土で新型コロナウイルス感染症の新規感染者が発生し、8月には湖北省の一部モールを臨時休業しました。11月、12月には内陸部において発生した新型コロナウイルス感染症が各地に広がり、各地方政府において厳格なウイルス封じ込めに伴う活動制限やシネマ等の一部業種における入場制限措置等がとられました。

しかしながら、中国では新型コロナウイルス感染症は局地的に発生事例があるものの、政府主導で厳格なウイルス封じ込め対策が取られることから短期間で収束する傾向にあります。当社モールの専門店売上には与える影響は限定的であり、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比132.0%（対象21モール）、一昨年対比105.3%

（対象19モール）と伸長しました。引き続き、中国国内の感染状況を注視しながら営業施策を積極的に押し進めていきます。

新規モールでは、5月に広東省4号店となるイオンモール広州新塘（広東省広州市）をオープンしました。既存モールでは、湖北省においてイオンモール武漢経開（湖北省武漢市）、イオンモール武漢金橋（湖北省武漢市）、イオンモール武漢金銀潭（湖北省武漢市）の3モール、広東省においてイオンモール広州番禺広場（広東省広州市）、イオンモール佛山大瀝（広東省佛山市）、イオンモール広州金沙（広東省広州市）の3モール、江蘇省においてイオンモール蘇州園區湖東（江蘇省蘇州市）でリニューアルを実施しました。

<当連結会計年度における中国新規モール>

名称	所在	オープン	専門店数	総賃貸面積
特徴				
イオンモール広州新塘	広東省広州市	2021年5月29日	220	76,000㎡
中国国内で多く使用されている「WeChat」を利用したイオンモール会員システムを導入する他、AIインフォメーションシステムや顔認証ロッカー、大型LEDビジョンやデジタルサイネージの設置等、デジタル技術を活用したサービスを多く提供し、お客さまの利便性向上を図りました。				

〔アセアン〕〔当連結会計年度（1月～12月）〕

営業収益は124億5千9百万円（前期比101.8%）、営業損失は7億1百万円（前期は14億7千4百万円の利益）となりました。新規モールオープンの効果により増収となったものの、ベトナム、カンボジア、インドネシアでの新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、営業利益は減益となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない一昨年対比では、営業収益は93.8%、営業利益は33億8千7百万円の減益となりました。

ベトナムでは、5月にベトナム南部で拡大した新型コロナウイルス感染症は7月以降ベトナム全土に拡大、当社モールの出店エリアでは厳格な都市封鎖が実施されましたが、10月より政府指示による社会隔離措置が解除され、当社モール専門店の営業を再開しました。ただし、ワクチン未接種の専門店従業員は店頭での接客対応ができないといった営業上の規制が残っていた影響もあり、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比73.2%（対象5モール）、一昨年対比65.2%（対象4モール）となりました。

カンボジアでは、3月にプノンペン都において拡大した新型コロナウイルス感染症に伴い都市封鎖が実施され、4月には専門店を臨時休業しました。ワクチン接種率向上に伴い、7月をピークに新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少基調となったものの、シネマ、アミューズメント等一部業種の休業が継続し、年間を通じて集客面で影響を受けた結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比75.9%（対象2モール）、一昨年対比57.0%（対象2モール）となりました。

インドネシアでは、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数減少に伴い、5月の既存モール専門店売上は一昨年対比8割程度（対象2モール）まで回復しましたが、6月以降再び感染が拡大し、営業時間短縮やアミューズメント業種の休業、モール入場者数の規制等が実施され、当連結会計年度の既存モール来店客数は一昨年対比6割程度と厳しいトレンドで推移しました。

新規モールでは、インドネシアにおいて、11月に4号店イオンモール タンジュン バラット（南ジャカルタ区）を一部先行オープンしました。また、2020年10月に一部先行オープンしていたイオンモール セントウルシティ（西ジャワ区）を2021年10月にグランドオープンしました。既存モールでは、4月にインドネシア1号店のイオンモール B S D C I T Y（タンゲラン県）において、2015年の開業以来初となる大規模リニューアルを実施しました。

<当連結会計年度におけるアセアン新規モール>

国名	名称	所在	オープン	専門店数	総賃貸面積
特徴					
インドネシア	イオンモール タンジュン バラット	南ジャカルタ区	2021年11月18日	180（注）	40,000㎡
デジタルイノベーションの取り組みとして、中国発ECプラットフォーム企業「JD. ID（ジンドン・インドネシア）」と協業し、同社サイト内におけるバーチャルイオンモールの提案、ライブ動画配信プラットフォームの共有など、ネットとリアルとの融合により、お客さまに新たな利便性を提供しています。					

（注）一部先行オープンで、2022年にグランドオープンを予定

<日本>

営業収益は2,612億1千4百万円（前期比110.2%）、営業利益は319億4千5百万円（同104.4%）と増収増益となりました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けていない一昨年対比では、営業収益は95.0%、営業利益は60.9%となりました。

国内では、4月25日に発令された緊急事態宣言により、当社グループのモールおよび都市型ショッピングセンター30施設を5月11日まで臨時休業しました。その後も新型コロナウイルス感染症が拡大し続ける中、営業制限は緩和されたものの緊急事態宣言は対象エリアを拡大しながら9月30日まで断続的に実施されました。緊急事態宣言が解除された10月以降、お客さまの消費行動は外出自粛が続いた反動から改善傾向にありましたが、1月以降、感染力の強いオミクロン株が流行し、まん延防止等重点措置が適用される等、お客さまの消費行動は再び自粛傾向となった結果、当連結会計年度の既存モール専門店売上は前期比108.5%（対象84モール）、一昨年対比82.3%（対象83モール）となりました。

当連結会計年度においては、新規モールでは3月にイオンモール新利府 南館（宮城県）、6月にイオンモール川口（埼玉県）、7月にイオンモール白山（石川県）、10月にイオンモールNagoya Noritake Garden（愛知県）をオープンしました。既存モールでは11月にTHE OUTLETS HIROSHIMA（広島県）を増床オープンしました。

<当連結会計年度における国内新規モール>

名称	所在	オープン	専門店数	総賃貸面積
特徴				
イオンモール新利府 南館	宮城県	2021年3月5日	170	69,000㎡
東北最大級のエンターテインメントモールとして、東北初となる最新の体験型アミューズメント施設や東北最大級のシネマを導入する他、デジタルを活用した新たなショッピング体験の提供として、最新の350インチLEDビジョンによる情報発信など、お客さまの利便性向上の取り組みを推進しています。				
イオンモール川口	埼玉県	2021年6月8日	150	59,000㎡
1984年に開業、2018年8月をもって一旦営業終了しましたが、敷地を拡幅しスクラップ&ビルドにより新たにオープンしました。ニューノーマルな社会環境に合わせ、リアルとデジタルを融合した最新型のモールへと生まれ変わり、エリア最大級の39店舗からなるグルメゾーンを展開するとともに、イオンモールアプリを活用したモバイルオーダーサービスやフードデリバリーサービスを導入しました。				
イオンモール白山	石川県	2021年7月19日	200	74,000㎡
館内環境においては、メインモール中央部に街路樹が立ち並ぶ空間を演出し、緑豊かな環境でくつろげる室内空間を提供しています。また、日本を代表する各界のシェフがプロデュースする料理を楽しめる新業態「グランシェフズキッチン」をはじめ、北陸エリア最大級となる飲食ゾーンを中心に、エンターテインメント、サービス、物販など多種多様な店舗を展開しています。				
イオンモールNagoya Noritake Garden	愛知県	2021年10月27日	150	(商業) 37,000㎡ (オフィス) 22,000㎡
オフィス複合型商業施設として当社のオフィスブランド「BlZrium (ビズリウム)」を展開しています。「Work Life Blend Office」をコンセプトとし、一人ひとりが自分の意志で働き方も暮らし方も選べる柔軟性を兼ね備え、場所も時間もフル活用したくなるライフスタイル提案型オフィスとして、オフィスワーカーに新たな付加価値を提供しています。				

<当連結会計年度における国内リニューアルモール>

名称	所在	リニューアル オープン日	専門店数	リニューアル 専門店数
イオンモール岡山	岡山県	2021年3月12日	350	36
		2021年10月8日		11
イオンモール草津	滋賀県	2021年3月19日	200	13
イオンモール岡崎	愛知県	2021年4月16日	180	30
		2021年9月17日		24
イオンモール京都桂川	京都府	2021年4月23日	220	29
イオンレイクタウンk a z e (注1)	埼玉県	2021年4月29日	230	13
		2021年7月15日		3
イオンレイクタウンアウトレット (注1)	埼玉県	2021年4月29日	120	9
		2021年7月15日		2
イオンモール新利府 北館 (注2)	宮城県	2021年7月2日	80	80
イオンモール川口前川	埼玉県	2021年10月8日	170	29
イオンモール鈴鹿	三重県	2021年11月5日	180	22
THE OUTLETS HIROSHIMA (注3)	広島県	2021年11月26日	230	33

- (注) 1. イオンリテール株式会社からPM受託物件として管理・運営を行っているイオンレイクタウンm o r iを含め、3館全体でのリニューアルを実施。
 2. イオンリテール株式会社からのPM受託物件として管理・運営を行っていましたが、2021年2月28日付で当社が取得。2021年1月末をもって一時休業し、ハード・ソフト両面で大規模リニューアルを実施し再オープン。
 3. 専門店数は230店舗 (+30店舗)、総賃貸面積は59,000㎡ (+6,000㎡) に拡大する増床リニューアル。

都市型ショッピングセンター事業において、株式会社OPA (以下、「旧OPA」) は、2021年3月1日に、旧OPAが新設する100%子会社 (以下、「新OPA」) を承継会社として会社分割 (新設分割) し、分割会社 (旧OPA) を当社が吸収合併しました。

新OPAは、ターミナル立地中心の都市型施設8店舗の管理・運営に専念し、経営リソースを集中することにより、新たな価値創造を図っています。新業態開発や事業推進を担う部署を新設し、DXの推進による新たなビジネスモデルの創造および業務効率化等の具現化に向けた取り組みを推進しています。また、重点課題である空床改善に向けては、集客力のある大型店舗の誘致を進めており、金沢フォーラス (石川県) では10月にライフスタイルニーズへの対応強化として大型雑貨店を新規導入し、施設集客の向上を図りました。

当社が吸収合併したコミュニティ型施設および一部の都市型施設14店舗は、当社のリーシング力を活かし、地域のデイリーニーズを満たす施設への変革を進めるとともに、各エリアの事業部が営業体制をフォローすることで、施設の収益力向上および当社のオペレーション・ノウハウに基づく施設管理機能の強化を推進しています。物件ごとに地域のニーズに合わせた専門店を導入するなど、引き続き変革を進めております。

<成長施策および新たな取り組み>

■海外事業の利益成長の実現と新規出店の加速

(中国における新規出店および活性化戦略)

当連結会計年度末時点において、中国は22モール体制まで拡大し、2025年度末時点で29モール体制の実現をめざしています。2023年に(仮称)イオンモール武漢江夏(湖北省武漢市)、2024年に(仮称)イオンモール杭州钱塘新区(浙江省杭州市)、(仮称)イオンモール長沙茶塘(湖南省長沙市)の2モール、2025年に4モール(未公表)の出店を予定しています。

新規出店では、成長性の高い内陸部を重点出店エリアに定め、湖北省に加えて湖南省を新たな出店エリアと位置づけ、両省を内陸部の核として出店を拡大していきます。湖南省長沙市人民政府との間では「協力連携に関する協定書」を締結しました。本協定に基づき、当社は長沙市における大型ショッピングモールの開発事業において、全面的に協力連携関係を結び、長沙市の消費市場の繁栄および地域経済発展の促進に共同で取り組んでいきます。

既存モールでは、リニューアルやローカライズ企画の実施を通じて、急速に変化するお客さまのライフスタイルに対応した専門店や施設の展開、地域の魅力を提案する取り組み等を推進することで、ハード・ソフト両面での進化を図っていきます。イオンモール天津中北(天津市)では、駐車場として利用していた3階フロアを店舗化する増床リニューアルが決定し、2022年秋のオープンに向けて準備を進めています。

(アセアンにおける新規出店および活性化戦略)

当連結会計年度末時点において、アセアンは11モール体制まで拡大し、2025年度末時点で23モール体制の実現をめざしています。

最重点出店エリアであるベトナムでは、現在出店している南部、北部に加えて、中部エリアの周辺都市においてもドミナント出店を加速していきます。2月には中部のトゥア・ティエン・フエ省との間で「ショッピングモール開発に関する投資及び事業推進に関する包括的覚書」を締結しました。同様に、3月にバクニン省、5月にドンナイ省、11月にタインホア省との間で覚書を締結する等、新規出店用地の確保に向けては、地方政府との連携強化を図ることで、相互にモール開発を推進する協力体制を構築しています。今後、さらなるベトナム事業の基盤確立をめざし、地方都市への展開を推進していくことで、近年、急激な経済成長を遂げるベトナムの持続的な発展とまちづくりに貢献し、事業拡大を図っていきます。

カンボジアでは、2022年度に3号店イオンモール ミエンチェイ(プノンペン都)の新規オープンを予定しています。また、1号店イオンモール プノンペン(プノンペン都)において、都会的なラグジュアリーモールへの進化を図るべく、2014年の開業以来初となる増床リニューアルを決定、2023年度のオープンに向けた準備を進めています。エンターテインメント機能を拡充した2号店イオンモール センソックシティ(プノンペン都)も含め、それぞれが立地特性を活かしたMD展開を行うことで、プノンペンにおいて更なるエリアドミナンス強化を図っていきます。

インドネシアでは、5号店(仮称)イオンモール デルタマス(ブカシ県)を2024年度オープンに向けて建築着工しました。計画地のデルタマスシティは、同国内不動産最大手のシナルマスランド社と双日株式会社による世界最大規模の都市開発事業としてアジアを代表するスマートシティをめざしており、当社も積極的にプロジェクトに参画し、地域の中核施設として発展に貢献してまいります。

新たな出店国としてミャンマーでは、1号店（仮称）イオンモール ダゴンセイカン（ヤンゴン管区）のオープンを2023年に計画していましたが、2021年2月にミャンマー国軍によるクーデターが発生し、発令された非常事態宣言も更に延長されたことから、現地の状況を継続的にモニタリングし、着工時期についても見直しております。現地パートナー企業であるSHWE TAUNG（シュエタン）REAL ESTATE CO.,LTD.とは連携を継続しており、決定次第、速やかに公表します。

（地域の課題解決に向けた新たな事業展開）

モール事業に続く今後の成長戦略として、カンボジアにおいて、海外物流のプラットフォームとなる同国初の多機能物流センター事業を展開することを決定し、AEON MALL（CAMBODIA）LOGI PLUS CO.,LTD.を新たに設立しました。同国政府は持続可能な経済成長に向けた施策として、同国最大貨物取引量を有し開発の進むシアヌークビル港と、後背地に位置する経済特区の一部を、自由貿易港（フリーポート）として一体的に運用する構想について、日本政府、JICA（独立行政法人国際協力機構）の技術協力を受けるシアヌークビル港湾公社と連携し検討を進めております。当社は同構想の実現に向けた最初のパイロット事業者として、シアヌークビル港隣接の経済特区エリアに保税機能を含む越境EC事業者に必要なライセンス、および通関代行やフルフィルメントセンター機能を備えた多機能物流センターを設置、運営します。これらの取り組みを通じて、同国における物流課題を解決するとともに、お客さまの利便性向上と当社を含む多種多様な事業者への事業機会やサービスを提供し、同国の更なる発展に貢献していきます。

■CX（カスタマー・エクスペリエンス）の創造によるリアルモールの魅力の最大化

（リアルの中でしか体験・体感できない価値提案の強化）

お客さまの消費行動や購買習慣の変容が加速する中、リアルモールを展開する当社では、カスタマー・エクスペリエンス（顧客体験価値）を新たに創造しリアルモールの魅力を最大化していくことで、継続的に集客力向上を図っています。

イオンモール白山では、開放的な大空間で地元金沢の人気料理を楽しめるフードゾーンと、日本を代表するシェフのプロデュースによるレストランゾーンの2つのコンセプト飲食ゾーンを導入し、上質な食の体験を提供しています。イオンモール新利府 南館では、楽しみながらアクティビティ体験が可能な次世代型エンターテインメント施設を導入しました。

イオンモールNagoya Noritake Gardenでは、最新医療設備を取り揃えた大型クリニックを導入し、健康をテーマに様々な機能を持つ店舗を集約したヘルス&ウエルネスゾーンを形成しており、お客さまだけでなくオフィスワーカーにも健康的な生活習慣を提案することで来店動機創出を図っています。イオンモール川口では、生鮮三品やスイーツ、グロッサリー等、幅広い品揃えで展開する食物販ゾーンを充実させることで、来店頻度向上を図っています。

（憩いの場としての施設環境づくりの推進）

開放的で居心地の良い外部ゾーンに対するお客さまのニーズが高まる中、「安らぎ」や「心地よさ」といった五感に訴えかける仕掛けを取り入れる等、お客さまにとって憩いの場となる施設環境づくりを推進しています。

イオンモール白山では、メインモール中央部に街路樹が立ち並ぶ空間を演出し、緑豊かな環境でくつろげる室内

空間を提供しています。イオンモールNagoya Noritake Gardenでは、1階から3階までの食のゾーン全てを緑豊かな屋外に面する配置とし、屋外席やテラス席を設け、自然環境と四季を感じられる憩いの空間を提供しています。

（パートナー企業との共創による新業態開発）

お客さまが求める新たな価値に対し、パートナー企業や地域の皆さまとの共創による取り組みを新たな業態開発につなげ、新しい顧客体験の創造により施設の魅力度向上を図っていきます。

双日インフィニティ株式会社との協働で、イオンレイクタウンkaze（埼玉県）に女性の健康課題を解決するフェムテック専門店のポップアップストアをオープンしました。女性のココロとカラダの悩み、それらを解決する商品やサービス・情報の提供、女性が社会でより活躍するための後押し、そして、女性の健康課題に対する社会全体のリテラシー向上に貢献していきます。

（モール敷地の有効活用）

既存モールの周辺敷地の新たな活用として、地域行政やパートナー企業等との連携により新たなライフスタイルに合わせた環境を形成し、人々の交流を促す賑わいを創出することで、従来のモールにはない新たな価値をお客さまに創造するとともに、賃料収入や付帯収入の増加を図っていきます。

イオンモール京都桂川（京都府）では、これまで遊休スペースであった屋外敷地にハウスメーカーの体験型ショールームを設置し、モール内店舗での商談時に実物のモデルハウスが内見できるという付加価値を提案しています。

イオンモール羽生（埼玉県）では、3月実施のリニューアルにおいて屋内外に3つのPark（公園）を新たに設置し、屋外テラス部分にはキッチンカー等の出店可能な店舗スペースを設置する等、屋外でもさまざまな食事を楽しめる空間を提供しています。

■次世代モールの構築と都市型SC事業の推進

（多様な開発パターンの構築）

今後のモール開発の方向性は、様々な視点でのマーケット分析に基づき、出店エリアの立地特性に応じた多様な開発パターンによる次世代モールの構築を推し進めることで、新たな価値提案を図っていきます。

イオンモールNagoya Noritake Gardenでは、オフィス複合型商業施設として当社のオフィスブランド「Blizrium（ビズリウム）」を展開しています。「Work Life Blend Office」をコンセプトとし、一人ひとりが自分の意志で働き方も暮らし方も選べる柔軟性を兼ね備え、場所も時間もフル活用したくなるライフスタイル提案型オフィスとして、オフィスワーカーに新たな付加価値を提供しています。海外においても、ベトナム7号店としてオープン予定の（仮称）イオンモール ホアンマイ（ハノイ市）ではオフィス複合型商業施設として「Blizrium」の展開を計画しています。

THE OUTLETS KITAKYUSHU（福岡県）は、地域創生型商業施設の2号店として2022年4月にオープンしました。アウトレット業態によるショッピング体験だけでなく、地元の関係機関や企業との共創により、「学び」を通じた拠点性（エデュケーションツーリズム拠点）の確立につなげる取り組みを展開しています。

（仮称）八王子インターチェンジ北（東京都）では、高齢化・労働者不足・買い物難民・子育て支援・災害対策

といった日本社会の構造的課題の解決に向けて、イオンネクスト準備株式会社が展開する顧客フルフィルメントセンター（CFC）を有する次世代型複合商業施設を展開します。オンラインとオフラインが融合する新たなライフスタイル施設として、宅配機能だけでなく、CFCに実店舗を併設した次世代スーパーの展開、シネマコンプレックス、障がい者スポーツ対応施設、道の駅と連携した飲食施設等の構成を計画しています。

（仮称）イオンモール横浜西口（神奈川県）では、2019年2月に閉店したダイエー横浜西口店跡地のスクラップ&ビルドにより、隣接する横浜ビブレ（当社子会社である株式会社OPAが運営）と併せ、横浜駅西口エリアの商業環境の賑わいに寄与していきます。

（仮称）自由が丘二丁目計画（東京都）では、2021年5月に閉店したピーコックストア自由が丘店跡地のスクラップ&ビルドにより、自由が丘の特徴であるストリートが施設内へ続き、新たな出会い・発見を求めて散策できる建物計画とし、地域の皆さまの日常利便性を高めるためスーパーマーケットの導入も予定しています。

■DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

（DX認定の取得）

当社は、2022年1月に経済産業省が定めるDX認定制度に基づくDX認定事業者の認定を取得しました。DX認定制度は「情報処理の促進に関する法律」に基づき、経営とシステムのガバナンス状況の優良な企業を国が認定し、日本全体のDXを促進することを目的としています。当社は、「ヒトの想い」や「一人ひとりが持つ個性」が重要であると考え、「ヒトの想い」を中心としたDXの実現」をDXビジョンに掲げ、お客さまのライフステージに応じた新たな価値創造のための事業開拓、デジタル技術やデータを活用した地域やパートナーとの共創による新たなビジネスモデルの創出、次世代に対応するオペレーションシステムの確立に向けた取り組みを推し進めています。

（イオンモール共創プログラム）

外部パートナーとの共創による取り組みとして、多様な企業と連携し、革新的なビジネスやサービスを生み出す事を目的に「イオンモール共創プログラム」を実施しました。地域社会の課題や消費環境の大きな変化を視野に入れ、当社の経営資源と社外の技術やネットワークを掛け合わせて「新たな暮らしの未来」をともに事業創造するスタートアップ企業を募集するもので、123件の応募の中から採択企業3社を決定しました。今後、各社と実証準備を行い、効果検証を見据えながら新事業の検討を進めていきます。

（マーケティングデータ活用に関する実証実験）

当社は、デジタル技術やデータを活用し、店舗の売り場づくりやお客さまへのサービス向上を目的としたマーケティングデータに関する実証実験を開始しました。イオンレイクタウンk a z eに出店するフェムテック専門店のポップアップストアにおいて、お客さまの行動や属性データを個人の特定制なしに取得するソリューションが、当店舗の業態特性や消費チャネルの多様化に対応した売り場づくりに反映できると判断し実施します。本実証を経て、お客さまの行動だけでなく、マーケットデータや当社が保有する様々なデータを組み合わせ、有効なマーケティングデータとすることで、お客さま一人ひとりのライフステージを見据えたソリューションに活用していきます。

■中期戦略の推進とESG視点に基づく改革の加速

当社は、SDGsと日本および海外における社会課題を考慮したマテリアリティ分析を実施、ステークホルダーおよび自社にとっての重要度を評価し、ESG視点での重要課題として「地域・社会インフラ開発」「地域とのつながり」「環境」「ダイバーシティ・働き方改革」「責任あるビジネスの推進」の5分野10項目からなるマテリアリティを定めています。当社の全社員が個人目標の中にマテリアリティに関する項目を組み込む等、社内における意識向上を図りながら、ESG経営実現に向けた施策を推進しています。

イオングループでは、持続可能な社会の発展に向けたグループ全体の方針である「イオンサステナビリティ基本方針」のもと、環境面では、「脱炭素社会の実現」、「生物多様性の保全」、「資源循環の促進」、社会面では、「社会の期待に応える商品・店舗づくり」、「人権を尊重した公正な事業活動の実践」、「コミュニティとの協働」を重点課題に設定し、各課題への対応を進めることで、サステナブル経営を推進しています。当社においても、ESG視点に基づく経営を推進し、収益と企業価値の拡大を通じて経営基盤を強化し、さらなる発展をめざします。

	地域・社会インフラ開発	地域とのつながり	環境	ダイバーシティ・働き方改革	責任あるビジネスの推進
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS					
私たちの想い	私たちは、地域の皆さまのインフラ拠点として生活を便利にするだけでなく、災害に強い施設づくりで安全・安心を提供します。	私たちは、地域の文化を尊重し発展・継承に貢献します。また、今後さらに少子高齢化が進むなかで生まれる社会課題の解決を目指しています。	私たちは、気候変動など地球規模の環境課題の解決だけでなく、地域に根ざし、自然と調和したまちづくりを推進しています。	私たちは、国籍や性別に関わらず、専門店に勤務する方や当社従業員など多様な人材が働きやすい職場環境づくりに取り組んでいます。	私たちは、さまざまな国や地域において、人権が尊重される社会の実現を推進しています。また、贈収贈金など社内の不正行為に対して厳正に対処しています。
私たちが取り組む10の重要課題	持続可能かつレジリエントなインフラ開発 生産消費形態	文化の保存・継承 少子化・高齢化社会	気候変動・地球温暖化 生物多様性・資源の保護	健康と福祉 多様性・働き方	人権 贈収贈

(環境課題の解決に向けて)

- ・電気・ガスCO2排出量実質ゼロモールの運用

イオンモール川口は、国内の大規模商業施設として初めて、CO2排出量ゼロの電気・ガスを使用する施設として運用しています。当モールでは省エネルギーの取り組みを行うことに加え、東京電力エナジーパートナー株式会社の「非F I T非化石証書付電力メニュー（注1）」により実質CO2排出量ゼロとなる電気を調達しています。都市ガスは東京ガス株式会社から「カーボンニュートラル都市ガス（注2）」の供給を受け使用しています。

同様に、イオンモールNagoya Noritake Gardenにおいても、中部電力ミライズ株式会社の「非F I T非化石証書付電力メニュー（注3）」による調達、都市ガスは東邦ガス株式会社から「カーボンニュートラル都市ガス」の供給を受け使用しています。

・地域とともに地産地消の再生可能エネルギーを創出

当社は、地域においてお客さまとともに地産地消の再生可能エネルギー（以下、「再エネ」）を創出し、施設内で使用する電力は入店する専門店分も含めCO₂を排出しない電力（以下、「CO₂フリー電力」）とすることをめざします。

2025年度までに当社が管理・運営する国内の約160モールで使用する電力を再エネに転換するという目標において、各地域での再エネ直接契約による実質CO₂フリー電力調達から、順次地産地消の再エネ（PPA手法（注4）含む）へ切り替え、2040年度には当社直営モールにおいて100%地産地消の再エネ（約20億kwh/年）での運営へ引き上げていきます。2022年度より太陽光発電から着手し、段階的に風力発電等の他の発電手法や、水素エネルギー、蓄電池等を活用していきます。

また、従来のV2H（車（Vehicle）から家（Home））から進化させたV2AEON MALL（車からイオンモール）を推進します。お客さま参加型の再エネ循環プラットフォームを整え、家庭で発電した電力（余剰電力）をEV（電気自動車）でモールに放電し、放電量に応じて環境貢献指数の見える化やポイントなど進呈します。アプリからアクションレコードを管理し、EVによる再エネの放電だけでなく、植樹活動や廃プラ回収、食品ロス対策協力等の環境貢献活動に対しても数値化を行い、活動する意味が見える化することで、お客さまとともに取り組みを推進していきます。

当社は、お客さま自身の「環境意識」を「行動」に繋げるサポートを行うことで、海外も含めた全ての地域の脱炭素社会をお客さまとともに築き上げていきます。

・衣料品回収「幸服リレー」の開催

当社では、循環型社会形成に向けて、Reduce（削減する）・Reuse（再利用する）・Recycle（再生する）の3Rに、Rethink（考え直す）・Repair（修理する）・Returnable（回収可能な）の3要素を加えた6Rの推進を掲げ、サーキュラーモールの実現に向けた取り組みを推し進めています。

その一環として、お客さまが使用しなくなった衣料品回収を行う「幸服リレー」を全国のモールで開催し、4日間で約103トン回収しました。回収された衣料品は、再生資源にリサイクルされ、新たな衣料品として生まれ変わらせることで、衣類ロスとCO₂排出量の削減に貢献していきます。また「幸服リレー！ワールド」として、国内7モールでお客さまからお預かりした衣料品の一部を、カンボジアのモールを通じて現地の子どもたちへ寄贈する取り組みを実施しました。

- （注）
1. 東京電力が調達した環境価値を、系統電気と一緒にお客さまの需要場所に送るメニューで、実質的にCO₂フリー電気を使っているといふものです。
 2. 天然ガスの採掘から燃焼に至るまでの工程で発生する温室効果ガスを、CO₂クレジットで相殺（カーボン・オフセット）し、燃焼させても地球規模ではCO₂が発生しないとみなされるものです。なお、対象となるCO₂クレジットは、信頼性の高い検証機関が世界各地の環境保全プロジェクトにおけるCO₂削減効果をCO₂クレジットとして認証したものです。
 3. 中部電力ミライズのグループ会社が所有する非FIT水力電源から、電気と非化石証書を調達することでCO₂フリー化した電力です。
 4. 電力小売事業者との契約により、資産を所有せず当社の専用発電所から電力供給を受ける手法。

(社会課題の解決に向けて)

・防疫対策の取り組み

イオンモール上尾(埼玉県)、イオンモール新利府 南館、イオンモール川口、イオンモール白山、イオンモール Nagoya Noritake Gardenでは、世界的な新型コロナウイルス感染症対策への評価である「WELL Health-Safety Rating (注)」を取得しました。施設内での飛沫感染、接触感染防止対策をはじめ、各出入口での安全対策や施設内の清掃管理体制などを徹底し、お客さまや専門店従業員が安全・安心にご利用いただける施設として管理・運営を行っています。

・国内外における新型コロナウイルスワクチン接種の推進支援

当社では、各自治体と連携し、モール内のホールや駐車場等の施設を新型コロナウイルスワクチン接種会場として活用いただく取り組みを推進しています。イオンモール広島府中(広島県)、イオンモール春日部(埼玉県)、イオンモール旭川駅前(北海道)など、全国で約30のモールが新型コロナウイルスワクチン接種会場として使用され、約49万人の方々にワクチン接種を実施しました。当社モールを最大限活用していただくことで、地域の皆さまの安全・安心で快適な暮らしの実現に努めていきます。海外においても、ベトナムのイオンモール ビンズオンキャナリー(ビンズオン省)では、モール内に大規模接種会場を提供し、市内の工場や商業施設で働く約3,300人を対象に、1日約650回のワクチン接種を実施しました。インドネシアでは政府との連携のもと、イオンモール ジャカルタガーデンシティ(東ジャカルタ市)にワクチンセンターを設置し、約1,400人を対象にワクチン接種を実施しました。地域コミュニティにおける感染拡大を防ぐため、今後も地域の皆さまの安全・安心の確保に積極的に協力していきます。

また、イオングループでは、地域全体の接種率を引き上げるため、全国のグループ従業員に対して新型コロナウイルスワクチンの職域接種を推進しており、イオンモール幕張新都心(千葉県)、イオンレイクタウン(埼玉県)等の当社モールが接種会場として使用されています。当社では接種対象枠を当社従業員だけでなく、専門店従業員の方々にも拡大することで、安心して働ける職場環境づくりに努めています。

・産学連携協力の取り組み

新型コロナウイルス感染症の影響により、学生にとって学問や文化活動の発表の場が制限されている中、当社モールを活動発表の場として活用していただく取り組みを推進しています。

イオンモール Nagoya Noritake Gardenでは、4月に学校法人三幸学園との間で「産学連携協力に関する連携覚書」を締結しました。この覚書に基づき、11月27日から12月25日にかけて、名古屋こども専門学校や名古屋ビューティーアート専門学校等の生徒たちと一緒に、クリスマスツリー装飾を制作するワークショップやメイク体験、エクササイズ体験等、「私らしいクリスマス、見つけよう」と題したイベントを実施しました。

6月には国立大学法人東北大学災害科学国際研究所、公益財団法人イオン環境財団、当社との三者間で「産学連

携協力」に関する協定を締結しました。三者は、安全・安心なレジリエント・コミュニティの創生をめざし、「イオン防災環境都市推進研究部門」を東北大学災害科学国際研究所内に立ち上げ、「防災・減災」「杜のデザイン」「感染症対策」の3項目を中心に、地域の皆さまにも参画いただくワークショップ等の実施を計画しています。特に、当社が東北大学雨宮キャンパス跡地に計画する施設づくりにおいて、地域の防災拠点として、地域の皆さまが安心して利用できるよう専門的な視点から検証・実施を進めていきます。

イオンモール白山では、「かがやき、あつまるプロジェクト」として、エリアに所在する学校との産学連携を推進しており、これまでに学校法人国際ビジネス学院、学校法人金城学園、石川県立翠星高校との間で「産学連携協力」に関する覚書を締結しました。モールが学校側に発表場所を提供し、学校側は研究発表やイベントに活用する等、各校との連携を深めて、継続的に地域の活性化と発展に貢献していきます。

(注) 同認証は、来訪者や従業員などの健康と安全に配慮し、施設を管理・運営していることを第三者検証機関により審査するグローバル基準の評価です。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

- a 株主の権利、権利行使に係る環境整備・平等性を確保し、株主との適切な協働を進め、持続的な成長につなげます。
- b 取締役会・経営陣は、お客さま・地域社会・パートナー企業さま・従業員・株主・投資家さま等のステークホルダーの権利・立場や、事業活動における倫理を尊重し、企業文化・風土の醸成、積極的なサステナビリティの取り組みのため、リーダーシップを発揮します。
- c 財務情報・非財務情報について、「開示方針(ディスクロージャーポリシー)」、「情報開示管理規則」を定め、適切で分かりやすい情報開示を行い、透明性・公平性を確保します。
- d 取締役会は、多様な経験と専門性を持ったメンバーで構成され、小売業出身のディベロッパーの強みを活かしながら、独立社外取締役の選任による監督体制の強化により、透明性の高い経営を実現し、長期ビジョン・中期計画等の重要な企業戦略を定め、施策を推進します。
- e 株主との建設的な対話を通じて得られた意見や評価を経営に反映することにより、企業価値の向上に活かします。

・現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、持続的な成長の実現には、コーポレート・ガバナンス機能を強化し、迅速な意思決定による競争力の向上が不可欠と認識しております。

当社では、監査役制度を採用しており、監査役会は会計監査人と内部監査部門である経営監査部と都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携もとりながら監査の実効性と効率性の向上に取り組んでおります。

・取締役会の役割・責務

当社は取締役会に付議すべき内容は、法令等も踏まえて「取締役会規則」で明確に定めていますが、取締役会の実効性向上の一環として、法的側面からガバナンスチェックを実施し、取締役会規則の改訂を行い改めて付議事項を明確化するなど、更なる改善に取り組んでおります。

また、取締役の業務執行については、「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」、「決裁伺い規則」により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確にしたうえで、執行責任、執行手続の詳細について定めています。

・経営戦略諮問委員会の設置

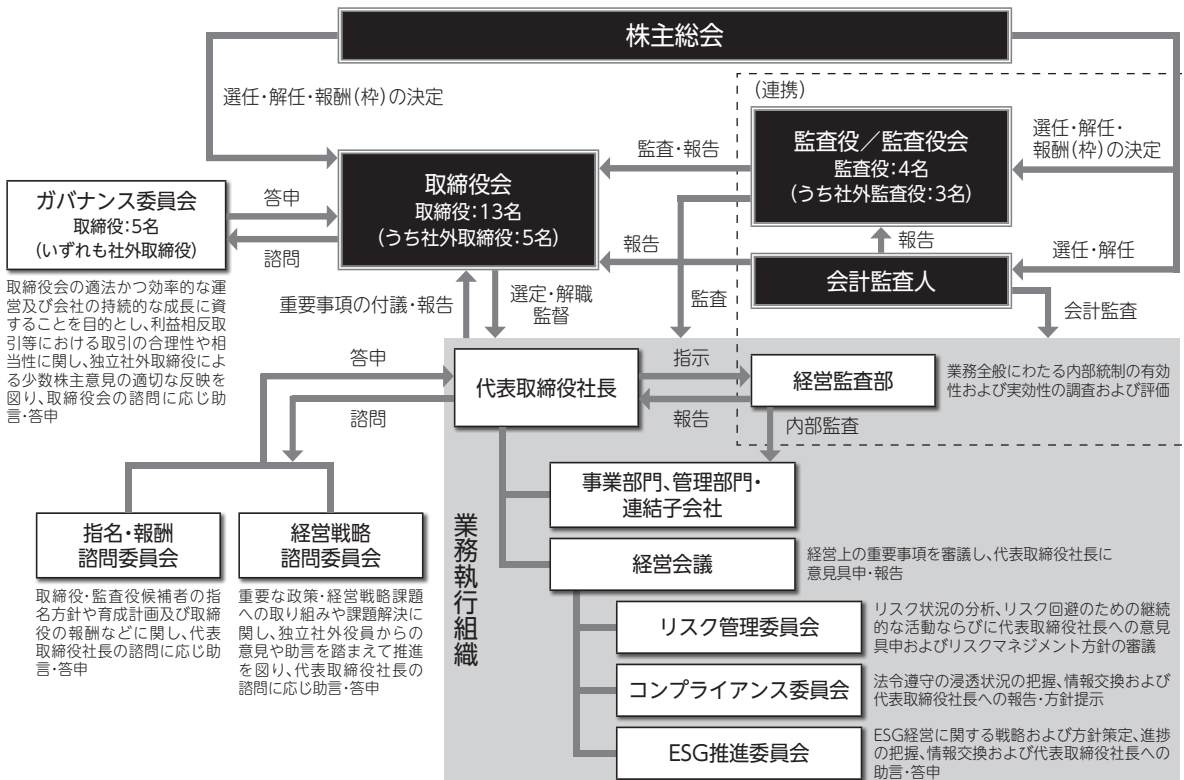
当社では、経営戦略や経営計画、事業推進における重要事項の審議については、代表取締役社長の諮問機関である経営会議に社外取締役も任意で参加して検討する機会を設けるとともに、社外取締役、監査役全員への取締役会議案の事前説明における議論を経て、取締役会で建設的な議論となるように進めています。

さらに2021年5月には、代表取締役社長の諮問に応じて、重要な政策・経営課題から事前にテーマを設定し、その考え方や取り組みの方向性、具体的計画や進捗状況についての議論、意見交換を行い、社長に助言または答申することを目的として、経営戦略諮問委員会を新たに設置しました。独立社外役員の知見を政策実現や経営課題解決に活かすとともに、戦略や取り組みの方向性、あるいは基準やルールの妥当性や合理性などの議論を重視した体制・運用を行っております。

・ガバナンス委員会の設置

2021年10月に、利益相反取引の監督を目的とし、独立社外取締役5名により構成するガバナンス委員会を新たに設置しました。支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、同委員会で審議・検討を行い、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性が確保されていることを検証したうえで、取締役会での審議を経て承認を得ることとし、取引の重要性に応じて適切に監督しています。さらに、当社のガバナンス機能強化に向けては、取締役会の実効性評価の向上に向けた議論や、取締役会への議案上程基準の見直し等についても検討を進めていきます。

コーポレート・ガバナンス組織図



- 取締役会：経営監督機能の強化のため、代表取締役社長を議長とし、月1回以上開催。監査役も出席。(取締役13名のうち5名が独立役員)
- 監査役会：監査の実効性・効率性向上のため、会計監査人と内部監査部門である経営監査部と都度相互の情報交換・意見交換を実施。(監査役4名のうち2名が独立役員)
- 経営会議：経営戦略機能強化、意思決定プロセス効率化のため、社長の諮問機関として常務取締役以上の取締役・常勤監査役及び取締役社長の指名した者を中心メンバーにて構成、原則月2回開催。
- 経営監査部：業務の円滑な運営と統制のため、専任者12名が各部門長と連携を取り、業務全般にわたる内部統制の有効性、実効性の調査・評価を実施。現場の各執行部門から独立。

(サステナビリティファイナンスの取り組み)

当社は、社会課題の解決と環境配慮を目的に、当社初となるサステナビリティ・リンク・ボンド（以下、「本社債」という。）（注1）を11月に200億円発行しました。2020年9月には、サステナビリティボンド発行により300億円の資金調達を行い、新型コロナウイルス感染症対策や東日本大震災復興支援等に充当しました。本社は、脱炭素社会の実現に向けたサステナビリティファイナンスへの取り組みとして、あらかじめ定めたサステナビリティ目標を達成するか否かで変化する条件での発行としており、今後もESGの取り組みをさらに拡充していくことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

名称	イオンモール株式会社第28回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (サステナビリティ・リンク・ボンド)
発行年限	5年
発行額	200億円
利率	0.160%
条件決定日	2021年11月19日(金)
発行日	2021年11月26日(金)
償還日	2026年11月26日(木)
取得格付	A- (株式会社格付投資情報センター)
SPT (注2)	2025年度末における国内の全イオンモールで使用する電力のCO2フリー化
判定後の債券特性	2025年度末の判定時にSPTの未達を確認された場合、2026年10月末までに本 社債発行額の0.2%相当額の公益財団法人(イオン環境財団等(注3))への寄付 を実施する。
主幹事	みずほ証券株式会社(事務)、大和証券株式会社、野村證券株式会社
Sustainability-Linked Bond Structuring Agent (注4)	みずほ証券株式会社
外部評価	本社債について、株式会社格付投資情報センター(R&I)より、国際資本市場 協会(ICMA)の「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」との適合性に対 する外部評価(セカンドオピニオン)を取得しました。

- (注) 1. あらかじめ定められたサステナビリティ目標を達成するか否かによって条件が変化する債券のことを指す。調達資金が必ずしも特定の資金用途に限定される必要はなく、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標(KPI)とSPTによって評価される。KPIに関して達成すべき目標数値としてSPTが設定され、KPIがSPTを達成したかどうかによって、債券の条件が変化することで、発行体にSPT達成に向けた動機付けを与える債券。
2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット。サステナビリティ・リンク・ボンドの発行条件を決定する発行体の経営戦略に基づく目標。
3. 公益財団法人イオン環境財団(<https://www.aeon.info/ef/>)は、助成・支援、植樹、顕彰、環境教育を柱とした公益事業を営む。イオンの基本理念「お客さまを原点に平和を追求し、人間を尊重し、地域社会に貢献する」のもと、岡田卓也氏(イオン株式会社名誉会長相談役・公益財団法人イオン環境財団理事長)他2名からの寄付を基本財産として1990年12月設立。1991年に特定公益増進法人の認可を受けた後、2009年に公益財団法人に移行。
4. サステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計およびセカンドオピニオン等外部の第三者評価取得に関する助言等を通じて、サステナビリティファイナンスの実行支援を行う者。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、1,222億4千3百万円（長期前払費用を含む）であります。

その内訳は、モール事業における「日本」748億2千7百万円、「中国」226億7千4百万円、「アセアン」247億4千1百万円であります。「日本」においては、新規モールであるイオンモール新利府南館、イオンモール川口、イオンモール白山、イオンモールNagoya Noritake Gardenの開設を行ったこと、既存モールであるTHE OUTLETS HIROSHIMAの増床リニューアルを実施したこと等による投資を実施しました。「中国」においては、イオンモール広州新塘の新規モールの開設、「アセアン」においては、イオンモール セントゥールシティの資産の取得を行いました。また、開発用地の先行取得等による投資を実施しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入金として既存取引銀行等より340億2千6百万円、社債の発行により650億円の調達をいたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

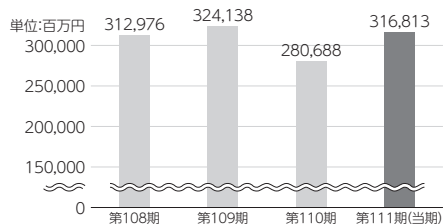
区分	第108期 (2019年2月期)	第109期 (2020年2月期)	第110期 (2021年2月期)	第111期 (当連結会計年度) (2022年2月期)
営業収益 (百万円)	312,976	324,138	280,688	316,813
経常利益 (百万円)	52,206	56,117	28,437	32,540
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△) (百万円)	33,538	34,239	△1,864	19,278
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	147.45	150.50	△8.19	84.72
総資産 (百万円)	1,203,211	1,381,217	1,394,199	1,463,256
純資産 (百万円)	394,059	404,522	387,486	426,931
1株当たり純資産 (円)	1,685.46	1,731.11	1,658.23	1,830.21
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	90,600	133,645	61,621	61,492
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△176,189	△95,783	△64,444	△122,382
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	91,199	22,808	12,244	8,225
現金及び現金同等物期末残高 (百万円)	55,414	114,368	124,080	82,973

(注) 1.1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

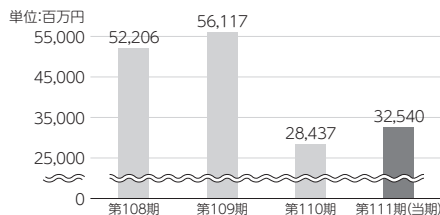
2.第111期(当連結会計年度)につきましては、前記(1)当事業年度の事業の状況①事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

【ご参考】

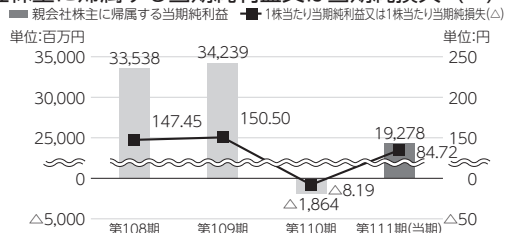
営業収益



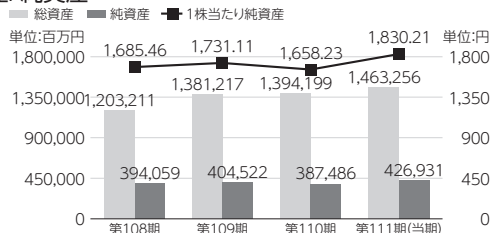
経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)



総資産/純資産



② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 108 期 (2019年2月期)	第 109 期 (2020年2月期)	第 110 期 (2021年2月期)	第 111 期 (当期) (2022年2月期)
営 業 収 益 (百万円)	244,272	249,469	216,397	247,951
経 常 利 益 (百万円)	52,422	51,901	30,514	32,059
当 期 純 利 益 (百万円)	34,612	33,766	2,027	25,337
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	152.17	148.42	8.90	111.35
総 資 産 (百万円)	1,167,443	1,259,519	1,272,173	1,315,583
純 資 産 (百万円)	413,922	438,449	431,509	446,649
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	1,819.27	1,926.93	1,896.28	1,962.75

- (注) 1.1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2.第108期は、2018年3月16日に「イオンモール座間」、同年4月27日に「THE OUTLETS HIROSHIMA」、同年6月15日に「イオンモールいわき小名浜」、同年11月9日に「イオンモール津南」がオープンしております。
 3.第109期は、2019年9月14日に「イオン藤井寺ショッピングセンター」がオープンしております。
 4.第110期は、2020年12月4日に「イオンモール上尾」がオープンしております。
 5.第111期は、2021年3月5日に「イオンモール新利府 南館」、2021年6月8日に「イオンモール川口」、2021年7月19日に「イオンモール白山」、2021年10月27日に「イオンモールNagoya Noritake Garden」がオープンしております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はイオン株式会社であり、同社及び同社の子会社で当社の議決権を58.80%（直接保有58.22%）保有しております。

当社は同社に対し資金の寄託運用を行っております。取引条件につきましては、一般的に金融機関と行われている取引条件を基準とし、取締役会で定めた社内規程に則り、親会社から独立して当該取引の実施の可否を決定していることから、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 北京市	62,700千米ドル	100%	モール事業
AEON MALL (CAMBODIA) CO.,LTD.	カンボジア王国 プノンペン市	432,908千米ドル	100%	
SUZHOU MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 江蘇省	212,000千米ドル	100%	
PT. AEON MALL INDONESIA	インドネシア共和国 ジャカルタ市	8,099,406百万ルピア	92.6%	
AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 広東省	390,000千元	100%	
PT. AMSL INDONESIA	インドネシア共和国 バンテン州	60,000千米ドル	66.9%	
WUHAN MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 湖北省	257,000千米ドル	100%	
AEON MALL HIMLAM COMPANY LIMITED	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	200,000千米ドル	90.0%	
AEON MALL VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国 ハノイ市	530,449千米ドル	100%	
HANGZHOU YUHANG LIANGZHU MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 浙江省	169,000千米ドル	100%	
PT. AMSL DELTA MAS	インドネシア共和国 西ジャワ州	64,730千米ドル	66.9%	
AEON MALL (CHINA) CO.,LTD.	中華人民共和国 天津市	515,421千米ドル	100%	
AEON MALL DIANYA (TIANJIN) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 天津市	312,000千元	100%	
YANTAI MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO.,LTD.	中華人民共和国 山東省	162,000千米ドル	100%	
CHANGSHA MALL COMMERCIAL DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 湖南省	62,488千米ドル	100%	
HANGZHOU HANGDONG MALL REAL ESTATE DEVELOPMENT CO., LTD.	中華人民共和国 浙江省	105,670千米ドル	100%	
株式会社OPA	千葉県 千葉市	10百万円	100%	都市型ショッピングセンター事業

(注) 株式会社OPAは、2021年3月1日に会社分割及び吸収合併による再編を行っております。詳細は、連結計算書類の企業結合に関する注記（共通支配下の取引等）を参照ください。

(4) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

当社グループは、イオン株式会社を親会社とする当社及び連結子会社51社（株式会社OP A、他国内5社、AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD.、他中国33社、カンボジア3社、ベトナム2社、インドネシア3社、シンガポール1社、ミャンマー2社）で構成され、当社はモール事業を行っています。連結子会社のうち、株式会社OP A他2社は都市型ショッピングセンター事業、48社はモール事業等を行っています。

当社は、イオングループのディベロッパー事業を担う中核企業として、一般テナントのほか、総合小売業を営むイオンリテール株式会社及びイオングループ各社に対して当社モールの店舗を賃貸しています。

(5) 対処すべき課題

当社は、「お客さま第一」を基本理念として、『イオンモールは、地域とともに「暮らしの未来」をつくるLife Design Developer (注) 』を経営理念としています。この経営理念の下、持続可能な社会の実現に向けて、企業市民として地域・社会の発展と活性化に貢献する当社の企業活動を「ハートフル・サステナブル」と定め、様々な取り組みを推し進めています。

ローカライゼーションの視点に基づいたエリアごとに個性あるモールづくりを国内外で推し進めることにより、人々のライフスタイルの向上と地域社会の発展に貢献していきます。そして、お客さま、地域社会、パートナー企業さま、株主・投資家さま等のステークホルダーとの共創による取り組みを通じ、地域・社会の課題に対してソリューションを提供し続けることで、地域コミュニティにおける中核施設としての社会インフラ機能のポジションを確立していきます。

(注) Life Designとは、商業施設の枠組みを越えて、一人ひとりのライフステージを見据えたさまざまな機能拡充を行い、ショッピングだけでなく、人との出逢いや文化育成なども含めた「暮らしの未来」をデザインすることと定義しています。

当社は、経営理念の実現とさらなる事業成長を遂げるため、長期ビジョンとして2026年2月期（2025年度）にめざす姿を定めています。

2025年にめざす姿

- ①国内モール単一の利益創出でなく、複数の事業からなるポートフォリオの構築をめざす。
- ②連結営業利益900億円超、グローバル商業ディベロップトップクラスの水準をめざす。
- ③国内モールは増床・リニューアルを積極的に行い、各エリアで圧倒的な地域No.1モールへの進化を図る。
- ④海外の成長マーケットを獲得し、海外事業は50モール体制、営業利益270億円（利益率25%）をめざす。

当長期ビジョンの下、2021年2月期（2020年度）を初年度とする中期経営計画（2020～2022年度）において、「海外における高い利益成長の実現」「国内における安定的成長の実現」「成長を支えるファイナンスミックスとガバナンス体制強化」「ESG経営の推進」を成長施策として掲げています。

成長施策の推進においては以下の経営課題およびめざす姿を定め、ESG視点に基づく経営を通じて、社会的価値と経済的価値の創出を通して、地域社会とともに持続的な成長をめざしていきます。

経営課題およびめざす姿	
①海外事業の利益成長の実現と新規出店の加速	海外事業における高い利益成長の実現をめざし、中国およびアセアンの成長マーケットへの新規出店の加速および既存モールの増床活性化を推進する。
②C X（カスタマー・エクスペリエンス）の創造によるリアルモールの魅力の最大化	国内事業における地域へのソリューション提供、テナント企業との協業による新しい取り組み、重点課題の空床対策等を早期に推進・解決し、C Xを創造することでリアルモールの魅力の最大化を実現する。
③次世代モールの構築と都市型S C事業の推進	ニューノーマル時代に対応した施設環境づくり、次世代モールの構築、およびオフィスを始めとする複合型やO P A事業の再生も含めた都市型S C事業（街づくり開発）を推進する。
④D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	デジタル技術やデータを活用し、新たなビジネスモデルの創出、お客さまの新たな「暮らし」を創造する事業の開拓、および新時代に対応するオペレーションシステムの確立やE S向上を含めたD Xを推進する。
⑤中期戦略の推進とE S G視点に基づく改革の加速	成果指標を明確にしたマテリアリティ（重要課題）への取り組みを中心に、E S G視点に基づく改革を加速し、ステークホルダーに対して経済価値、社会価値、環境価値を創出する。

当社は、S D G sと日本および海外における社会課題を考慮したマテリアリティ分析を実施、ステークホルダーおよび自社にとっての重要度を評価し、E S G視点での重要課題として「地域・社会インフラ開発」「地域とのつながり」「環境」「ダイバーシティ・働き方改革」「責任あるビジネスの推進」の5分野10項目からなるマテリアリティを定めています。当社の全社員が個人目標の中にマテリアリティに関する項目を組み込む等、社内における意識向上を図りながら、E S G経営実現に向けた施策を推進しています。

マテリアリティ	施策
地域・社会インフラ開発 ・持続可能かつレジリエントなインフラ開発 ・生産消費形態	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・快適な施設の開発 ・地域の魅力を発掘するモールの開発 ・防災まちづくりとしての取り組み ・公共的機能の拡充 ・E V（電気自動車）の普及・利用を促進 ・公共交通利用促進
地域とのつながり ・文化の保存・継承 ・少子化・高齢化社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ハピネスモールの取り組み ・地域の魅力を磨く究極のローカライズ
環境 ・気候変動・地球温暖化 ・生物多様性・資源の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動・地球温暖化への対応 ・イオン ふるさとの森づくり（生物多様性） ・廃棄物リサイクル
ダイバーシティ・働き方改革 ・健康と福祉 ・多様性・働き方	<ul style="list-style-type: none"> ・イオンゆめみらい保育園 ・人材のグローバル化 ・なでしこ銘柄 ・専門店従業員も含めたE S（従業員満足度）向上
責任あるビジネスの推進 ・人権 ・贈収賄	<ul style="list-style-type: none"> ・人権方針・人権体制・人権研修 ・腐敗防止への取り組み

(6) 企業集団の主要な営業所等 (2022年2月28日現在)

① 主要な事業所

当社本社：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

事業及び事業部名	モール及び店舗数	管理・運営業務 受託商業施設数
モール事業		
東北・北海道事業部	12	6
関東・新潟事業部	7	4
首都圏事業部	10	5
千葉事業部	5	4
東海・長野事業部	5	8
愛知事業部	8	5
京滋・北陸事業部	7	4
東近畿事業部	10	4
西近畿事業部	3	6
中国事業部	9	5
九州・沖縄事業部	12	0
アウトレット事業部	1	0
中国事業	22	0
アセアン事業	11	1
小計	122	52
都市型ショッピングセンター事業	21	1
合計	143	53

- (注) 1.2021年3月1日付で完全子会社の株式会社OPA (以下「旧OPA」という。)は、旧OPAが新設する100%子会社 (以下「新OPA」という。)を承継会社として会社分割 (新設分割) いたしました。
- 2.当社は、分割会社旧OPAを吸収合併し14SCを承継しております。
- 3.東北・北海道事業部のモール及び店舗数には、㈱日和田ショッピングモール(ショッピングモールフェスタ)を加えて表記しております。
- 4.2021年5月29日に「イオンモール広州新塘(中国)」がオープンしております。
- 5.2021年11月18日に「イオンモール タンジュン パラット (インドネシア)」が一部先行オープンし、2022年にグランドオープンを予定しております。
- 6.2021年3月5日に「イオンモール新利府 南館 (東北・北海道事業部)」がオープンしております。
- 7.2021年6月8日に「イオンモール川口 (首都圏事業部)」がオープンしております。
- 8.2021年7月19日に「イオンモール白山(京滋・北陸事業部)」がオープンしております。
- 9.2021年10月27日に「イオンモールNagoya Noritake Garden(愛知事業部)」がオープンしております。
- 10.2022年2月28日をもってイオンリテール株式会社が所有する6モールの管理・運営業務受託を終了しております。
- 11.イオンリテール株式会社から管理・運営業務を受託しておりました以下2モールを当社が取得しています。
- 2021年2月28日付で「イオンモール新利府北館(東北・北海道事業部)」を取得。
- 2022年2月28日付で「イオンモール八幡東 (九州・沖縄事業部)」を取得。

② 主要な子会社の事業所

主要な子会社の事業所につきましては、「(3) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載の通りであります。

(7) 従業員の状況（2022年2月28日現在）

① 企業集団の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末
日 本	2,207(1,582)名	2,142(1,552)名
中 国	851(-)名	837(-)名
アセアン	698(-)名	677(-)名
合 計	3,756(1,582)名	3,656(1,552)名

(注) 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への社外出向者を除き、グループ外から当社グループへの受入外向者を含む。）であり、臨時雇用者【嘱託社員・コミュニティ社員数は期末人員、フレックス社員（パートタイマー）数は年間の平均人員（ただし、1日勤務時間8時間換算による）】は（ ）外数で記載しております。

② 当社の状況（単体）

	従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
男 性	1,239(159)名	43名増(9名増)	44才4ヶ月	8年6ヶ月
女 性	700(1,350)名	54名増(151名増)	37才3ヶ月	7年8ヶ月
合 計	1,939(1,509)名	97名増 (160名増)	41才10ヶ月	8年3ヶ月

(注)1.従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者【嘱託社員・コミュニティ社員数は期末人員、フレックス社員（パートタイマー）数は年間の平均人員（ただし、1日勤務時間8時間換算による）】は（ ）外数で記載しております。

2.出向社員の平均勤続年数は、出向日を起算日としております。

(8) 主要な借入先 (2022年2月28日現在)

借入先	借入額
沖縄振興開発金融公庫	19,500
株式会社みずほ銀行	12,513
株式会社日本政策投資銀行	10,180
株式会社りそな銀行	8,279
信金中央金庫	8,000
株式会社三井住友銀行	7,545
株式会社三菱UFJ銀行	7,000
農林中央金庫	7,000
株式会社広島銀行	7,000
みずほ信託銀行株式会社	6,000
三重県信用農業協同組合連合会	5,500
大阪府信用農業協同組合連合会	5,000
三井住友信託銀行株式会社	5,000
シンジケートローン	5,000

(注)シンジケートローンは、農林中央金庫をアレンジャーとする金融機関10社からの協調融資5,000百万円となります。

2. 株式の状況（2022年2月28日現在）

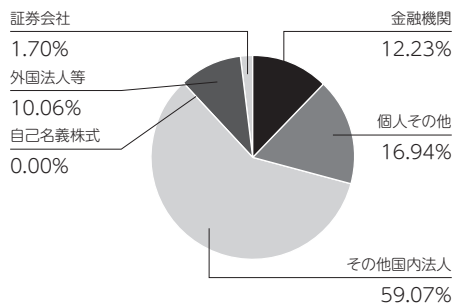
- (1) 発行可能株式総数 320,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 227,548,939株
- (3) 株主数 187,011名
- (4) 大株主（上位12名）

株主名	持株数 千株	持株比率 %
イオン株式会社	132,351	58.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	11,389	5.00
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,965	2.62
SMB C日興証券株式会社	1,991	0.87
ビーエヌワイエムエスエーエヌブイ ノン トリーティー アカUNT	1,975	0.86
イオンモール取引先持株会	1,423	0.62
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	1,390	0.61
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,302	0.57
J P モルガン証券株式会社	1,125	0.49
株式会社みずほ銀行	1,100	0.48
農林中央金庫	1,100	0.48
三井住友信託銀行株式会社	1,100	0.48

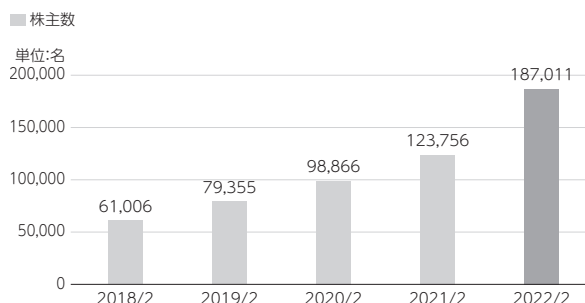
(注) 1.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2.持株比率は、自己株式(3,997株)を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有者別株式保有状況



株主数の推移



3. 新株予約権等の状況

事業年度末日における当社役員(社外役員を除く)が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2022年2月28日現在)

名称(発行日)	行使期間	保有者	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第10回新株予約権 (2017年5月10日)	2017年6月10日～ 2032年6月9日	取締役	11個	1,100株	1名	1株当たり 1,848円	1株当たり 1円
第11回新株予約権 (2018年5月10日)	2018年6月10日～ 2033年6月9日	取締役	11個	1,100株	1名	1株当たり 1,912円	1株当たり 1円
第12回新株予約権 (2019年5月10日)	2019年6月10日～ 2034年6月9日	取締役	22個	2,200株	2名	1株当たり 1,408円	1株当たり 1円
第13回新株予約権 (2020年5月10日)	2020年6月10日～ 2035年6月9日	取締役	38個	3,800株	3名	1株当たり 1,154円	1株当たり 1円
第14回新株予約権 (2021年5月10日)	2021年6月10日～ 2036年6月9日	取締役	52個	5,200株	5名	1株当たり 1,476円	1株当たり 1円

- (注) 1.新株予約権を割り当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役又は監査役の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとします。
2.新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとします。
3.その他の条件については、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、株式報酬型ストックオプション規則、新株予約権割当契約及び新株予約権割当契約に関する細則に定めるところによります。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年2月28日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長兼海外事業本部長	岩村 康次	AEON MALL (CHINA)CO.,LTD. 董事長
専務取締役(CX創造本部長)	藤木 光広	
常務取締役(開発本部長)	佐藤 久之	
常務取締役(管理本部長)	岡本 正彦	
常務取締役(経財本部長)	横山 宏	
取締役相談役	岡田 元也	イオン株式会社取締役兼代表執行役会長 イオンリテール株式会社取締役相談役
取締役(マーケティング統括部長)	伴井 明子	
取締役(中国事業責任者)	橋本 達也	AEON MALL (CHINA) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD. 董事長 AEON MALL (GUANGDONG) BUSINESS MANAGEMENT CO.,LTD. 董事長
取締役	腰塚 國博	東急建設株式会社社外取締役 HOUSEI株式会社社外取締役
取締役	山下 泰子	司法書士山下泰子事務所代表 日本司法支援センター監事 株式会社アールシーコア社外取締役(監査等委員)
取締役	黒崎 裕伸	
取締役	大和田 順子	株式会社東京一番フーズ顧問 株式会社日立製作所人事領域プロフェッショナル契約 株式会社アルバイトタイムス社外取締役
取締役	榎本 知佐	パーソルホールディングス株式会社社外取締役(監査等委員) 明治大学広報戦略本部長
常勤監査役	渡部 まき	
監査役	村松 高男	村松税理士事務所所長(税理士) ベステラ株式会社社外監査役 セレディップ・ホールディングス株式会社社外監査役 グロブライド株式会社社外取締役(監査等委員)
監査役	鳥居 江美	のぞみ総合法律事務所パートナー(弁護士) 厚生労働省関東信越地方年金記録訂正審議会委員
監査役	西松 正人	イオン北海道株式会社監査役 イオン株式会社顧問 イオンディライト株式会社監査役

- (注) 1. 取締役の腰塚國博、山下泰子、黒崎裕伸、大和田順子及び榎本知佐の各氏は社外取締役であります。
 2. 監査役の渡部まき、村松高男及び鳥居江美の各氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の山下泰子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役の村松高男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役の鳥居江美氏は、弁護士として企業法務に携わっており、豊富な経験と専門知識を有するものであります。
 6. 取締役の腰塚國博、山下泰子、黒崎裕伸、大和田順子及び榎本知佐の各氏、監査役の村松高男及び鳥居江美の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所へ届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

<役員等賠償責任保険契約の概要>

①被保険者の対象範囲

当社の取締役及び監査役

②被保険者の実質的な保険料負担割合

会社が全保険料を負担しており被保険者の負担はありません。

③補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等の一定の免責事由があります。

④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

保険契約に免責額等の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしています。

(3) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の会社における地位	退任時の担当及び重要な兼職の状況
千葉 清一	2021年5月20日	任期満了	取締役副社長 特命担当	
三嶋 章男	2021年5月20日	任期満了	取締役	
玉井 貢	2021年5月20日	任期満了	取締役	
河端 政夫	2021年5月20日	任期満了	取締役	ブレインウッズ株式会社顧問 学校法人国際基督教大学監事

(4) 責任限定契約の概要

当社は、独立役員として届け出をしております腰塚國博、山下泰子、黒崎裕伸、大和田順子、榎本知佐、村松高男及び鳥居江美の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針ならびに当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

当社は2021年5月20日開催の取締役会において、役員の報酬等の額の決定に関する方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬諮問委員会へ諮問しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の決定方法及び決定された内容が、取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会での審議内容が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容の概要は以下の通りとなります。

a 取締役の報酬は、経営方針遂行を強く動機づけるとともに業績と連動するものであり、客観性、透明性に配慮したものであります。

b 取締役の報酬は、「基本報酬」、「業績報酬」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成しております。

i 「基本報酬」

役位別に設定した基準金額内で、個別評価に基づき決定し、月額払いで支給しております。

ii 「業績報酬」

総現金報酬（基本報酬+業績報酬）に占める業績報酬のウエイトは30%前後とし、責任に応じてそのウエイトを高めております。

各取締役（個人別）の業績報酬支給額は、『業績報酬規定額×業績報酬支給率』で計算され、会社業績に基づいた支給率（0%～170%）と個人業績評価を反映して決定しています。なお、会社業績は平常の事業成績を最も適切に表すことができる指標として、経常利益予算達成率を選択しております。

iii 「株式報酬型ストックオプション」

株価や業績と報酬との連動性を高め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有することで、継続した業績向上と企業価値増大への意欲や士気を高めることを目的に、業績を反映させた株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てております。新株予約権の割り当て数については、役位別基準数に対して、当該年度の業績に基づき決定しております。付与年度の経常利益が予算比80%未満の場合は予定の半数を付与することとし、経常損失の場合は付与しません。

c 各取締役の個人別報酬等の額の決定権限を有する者は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の業績評価を行うのに適した代表取締役社長としております。

権限の内容及び裁量の範囲は、各取締役の個人別報酬額（基本報酬+業績報酬）に関する部分となります。

2018年11月開催の取締役会において「指名・報酬諮問委員会」の設置を決議し、2019年1月より運用を開始しております。同委員会は、代表取締役社長の諮問に応じて独立社外役員7名（2022年2月28日現在）を中心としたメンバーで協議し、代表取締役社長に助言又は答申することを目的としています。業績報酬は、会社業績及び同委員会からの答申を経て、各取締役の個人業績評価に基づき、決められた範囲の中で代表取締役社長が決定しております。

- d 社外取締役は、固定報酬のみの支給となり、全社業績・個人業績評価ともに適用対象外となっております。
- e 監査役は独立した立場から取締役の職務執行を監督する立場であることから、固定報酬のみの支給としております。報酬の水準は、良質なコーポレート・ガバナンスの確立と運用に重要な役割を果たすにふさわしい人材を確保するために必要な水準としております。
- なお、監査役の各報酬に関する方針は以下のとおりです。
- i 「基本報酬」
各監査役の経験・見識や役職等に応じた固定金額を支給しております。
- ii 「業績報酬」
監査役に対して業績報酬は支給しません。
- iii 「株式報酬型ストックオプション」
監査役に対して株式関連報酬は支給しません。

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 千円	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数 人
		基本報酬 千円	業績報酬 千円	ストックオプション 千円	
取締役 (うち社外取締役)	190,222 (32,400)	162,960 (32,400)	13,240 (-)	14,022 (-)	16 (6)
監査役 (うち社外監査役)	24,000 (24,000)	24,000 (24,000)	- (-)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	214,222 (56,400)	186,960 (56,400)	13,240 (-)	14,022 (-)	19 (9)

- (注) 1.上記には、無報酬の取締役1名及び監査役1名は含まれておりません。
- 2.取締役基本報酬の対象は、2022年2月28日現在在籍且つ2021年5月20日第110期定時株主総会で退任した取締役を含む16名であります。
- 3.業績報酬額は2022年2月28日現在在籍の取締役7名に対する支給予定額であります。
- 4.各取締役（個人別）の業績報酬等に係る業績指標は経常利益予算達成率であり、2021年度決算における経常利益予算達成率は61.8%となりました。
- 5.ストックオプションは2021年5月20日第110期定時株主総会で退任した取締役を含む10名に当年度中に付与した額であります。
- 6.取締役の報酬等の額は、2007年5月17日開催の第96期定時株主総会において年額600,000千円以内と決議しております。
また、同株主総会において金銭報酬とは別枠で、ストックオプション報酬限度額年額100,000千円以内と決議しております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は、20名であります。
- 7.監査役の報酬等の額は、2002年5月8日開催の第91期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しており、その範囲内において、監査役の協議を経て決定しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職先の役職	当社との関係
社外取締役	腰塚 國博	東急建設株式会社	社外取締役	取引関係なし
		H O U S E I株式会社	社外取締役	
	山下 泰子	司法書士山下泰子事務所	代表	取引関係なし
		日本司法支援センター	監事	
		株式会社アールシーコア	社外取締役 (監査等委員)	
	大和田 順子	株式会社東京一番フーズ	顧問	取引関係なし
		株式会社日立製作所	人事領域プロフェッショナル契約	
		株式会社アルバイトタイムス	社外取締役	
	榎本 知佐	パーソルホールディングス株式会社	社外取締役 (監査等委員)	取引関係なし
		明治大学	広報戦略本部員	
社外監査役	村松 高男	村松税理士事務所	所長	取引関係なし
		ベステラ株式会社	社外監査役	
		セレンドイップ・ホールディングス株式会社		
		グロープライド株式会社	社外取締役 (監査等委員)	
	鳥居 江美	のぞみ総合法律事務所	パートナー	取引関係なし
厚生労働省関東信越地方年金記録訂正審議会		委員		

(注) 取締役の黒崎裕伸氏は重要な兼職はございません。
監査役の渡部まき氏は重要な兼職はございません。

② 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者若しくは業務執行者でない役員との親族関係該当事項はありません。

③ 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数/開催回数(回)	出席率(%)	出席回数/開催回数(回)	出席率(%)
社外取締役	腰塚 國博	15/15	100	—	—
	山下 泰子	15/15	100	—	—
	黒崎 裕伸	11/11(注)	100	—	—
	大和田 順子	11/11(注)	100	—	—
	榎本 知佐	11/11(注)	100	—	—
社外監査役	渡部 まき	15/15	100	14/14	100
	村松 高男	13/15	87	12/14	86
	鳥居 江美	15/15	100	14/14	100

(注) 2021年5月20日第110期定時株主総会で当社社外取締役に選任・同日付で就任されて以降、開催された取締役会の回数は11回です。

④ 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	腰塚 國博	技術者として培われたデジタル、科学技術における知識、知見、経験を活かし、当社の中長期的な企業価値向上にむけたデジタル・トランスフォーメーションについての提言など、適宜発言を行っております。また、筆頭独立社外取締役として社外取締役のまとめ役を担い、指名・報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の人事・報酬に関する審議を通して監督を行っております。
	山下 泰子	会計の専門家としての見識を活かし、透明性・公正性の視点をもって、会社全体を見据えた国内・海外の成長戦略や経営課題に関して適切な監督・助言を行っております。
	黒崎 裕伸	海外現地法人責任者として培われた経営経験を活かし、海外への新規出店計画の推進、増床時のリスク管理や投資採算計画の妥当性など、高い利益成長実現のために適切な監督・助言を行っております。
	大和田 順子	人事領域やITの課題解決に関する経験や実績を活かし、審議内容に対し検証すべきポイントの深堀や重要課題であるダイバーシティ、女性活躍推進に関する提言など、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適切な監督・助言を行っております。
	榎本 知佐	複数の企業で広報責任者として培われた広報戦略の豊富な知識や経験に基づく総合的見地から、当社のブランド価値とレピュテーション向上を中心に、適宜発言を行っております。またガバナンス委員会の委員長として、取締役会の実効性に関し監督を行っております。
社外監査役	渡部 まき	豊富な経理に関する知見を活かし、財務・会計分野を中心とした視点から、企業の健全性・適正性に関する指摘や、他社での監査役の実績を活かし、事業戦略に沿った投資採算計画の適正性、内部統制のあり方に関する指摘など、経営の監督を行っております。
	村松 高男	税務に関する豊富な専門知識と他社での取締役及び監査役としての経験を活かし、税務に関する提言はもちろん、中長期的な企業価値向上の視点から資本コストや投資採算基準の適正性、国内外のガバナンス強化に関する指摘など、経営の監督を行っております。
	鳥居 江美	弁護士としての専門性や経験を活かし、会社法及び少数株主の利益保護の視点から、取引内容の妥当性や取締役会の実効性向上に関する指摘を行うなど、経営の監督を行っております。

⑤ 親会社等又は当該親会社等の子会社等の役員を兼任している場合の親会社等又は当該親会社等の子会社等(当社を除く)からの役員報酬等の総額

	支給人員	親会社等又は当該親会社等の子会社等からの役員報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額等	1名	2,400千円

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|---|--------|
| ① 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額 | 110百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 141百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- (注) 2. 監査役会は、経理本部等の社内関係部署からの報告や資料、また会計監査人より説明を受けた監査計画の内容、及び前年度の職務執行状況に基づき、監査時間、報酬単価等の報酬見積の算出根拠や算定内容について検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容
人権デューデリジェンスに関する助言等であります。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。
- また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性等に問題があり、監査の遂行に著しい支障があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定事項

① 当社取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する体制

業務執行取締役又は使用人がその職務の執行をするにあたり必要とされる決裁書、会議議事録その他の文書を当社の社内規定に従い作成します。

作成した文書(電子媒体含む)は、その保存媒体に応じた適切かつ確実な検索性の高い状態で保存及び管理を行い、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

また、それら記録の管理については、「文書管理規則」に定められた主管部門が社外漏洩を防止します。

② 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、リスク管理の最高責任者を代表取締役社長、各本部の責任者を担当取締役とし、事業の継続と人命の安全を確保するための体制と環境を整えます。

当社グループは、危機の未然防止及び危機発生時の被害最小化を目的とした「経営危機管理規則（リスクマネジメント規定）」を策定し、リスクの減少及び被害の低減に努めます。また、リスク項目ごとに主管部門を定め、当社グループ全体の損失の危険を管理することを通じて、企業価値の向上にも努めて参ります。

また、組織的、人的、物理的、技術的な各側面から情報資産の保護、管理を可能とすることを目的として、当社グループを含め「情報セキュリティ管理規則」を制定し、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、当社が取り扱う情報や情報システムのセキュリティレベルの維持、向上に努めます。

当社は、管理本部長を委員長とするリスク管理委員会を設け、当社グループ全体のリスクマネジメント推進にかかわる課題、対応策の審議を行うとともに、その議事については経営会議に報告します。また、重要案件については、取締役会に報告するとともに、年間報告を行います。

内部監査担当部門は、リスクマネジメントの実効性を高めるべく、「内部監査規則」に基づき、年度監査計画を策定し内部監査を行います。なお、年度監査計画については取締役会に報告します。

③ 当社取締役及び当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「子会社取締役等」という。）の職務執行の効率性を確保する体制

取締役会を月1回以上開催するほか、社長決裁以上の当社グループに重大なリスクの生じる恐れのある意思決定事項に関しては経営会議にて審議を行ったうえで、社長決裁ないし取締役会決議を行います。

また、代表取締役社長の諮問に応じて、重要な政策・経営課題からテーマを設定し、その考え方や取り組みの方向性、具体的計画や進捗状況等についての議論、意見交換を行う経営戦略諮問委員会を毎月1回開催し、独立社外役員からの意見や助言を踏まえて政策実現や経営課題解決の推進を図ります。

業務執行については、予め定められた「職制管理規則」、「業務分掌規則」、「権限規則」等により、それぞれの業務執行において必要となる権限を付与して経営責任を明確化します。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、取締役会にて子会社を含めたグループ中期経営計画、年度経営目標及び予算配分等を承認し、四半期ごとに、それらに沿った事業戦略及び諸施策の進捗状況を検証するとともに、その他重要な情報について報告を受けます。

④ 当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

地域社会とのより良い関係構築、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス経営を重視し、イオングループの行動規範である「イオン行動規範」を遵守します。ハラスメント未然防止のため「ハラスメント防止規則」を定め教育・啓蒙し、また、贈賄行為を未然に防止すべく「贈賄防止基本規則」に基づき、当社グループの社内体制の整備、教育を行います。

当社は、管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設け、当社グループにおける法令、定款及び社内規定の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の審議を行い、その議事については、経営会議に報告します。また、重要案件については、取締役会に報告するとともに、年間報告を行います。

また、内部通報窓口として、ヘルプライン「イオンモールホットライン」を設置し（当社労働組合においても「組合110番」を設置）、子会社には、当社の仕組みに準じたヘルプラインを設置します。このヘルプラインの利用者のプライバシーの保護及び不利益な扱いを受けることのないよう周知徹底するとともに、報告・通報があった場合は、その内容を精査して、違反行為があれば社内規定に基づき必要な処置をしたうえで、再発防止策を策定し、全社的に実施させるとともにコンプライアンス委員会に報告します。

⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役が、自己または親会社、子会社、その他イオングループ各社など第三者のために当社と利益が実質的に相反する恐れのある取引や競業関係に立つ取引を行う場合、経営会議で審議したうえで、取締役会の承認を得てから実施します。

イオングループ各社と取引を行う場合は、「関連当事者取引管理規則」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年1回関連当事者取引先各社との年間取引実績の増減率等の報告を取締役に先行取引の合理性・相当性の精査をします。

その内、重要な取引については、取締役会の諮問機関として独立社外取締役のみで構成するガバナンス委員会において、当社の企業価値向上の観点から当該取引の公正性及び合理性が確保されていることを検証したうえで取締役会に付議し、また特別利害関係人を除外した上で決議し、手続の公正性を確保します。

なお、当社グループにおいても、取引の公正性及び合理性を確認したうえで決裁します。

また、子会社取締役等の職務の執行に係る事項の報告体制として、子会社に対し、当社が定める「関係会社管理規則」に基づき、経営会議への報告を義務付けます。

内部監査担当部門は、当社及び子会社の業務が適正に運営されているか、「内部監査規則」に基づき、当社及び子会社の監査を実施し、「内部監査報告書」にて、社長及び常勤監査役に報告します。また、定期的に監査結果を取締役に報告します。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人(以下、「補助使用人」という。)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、並びに補助使用人の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の補助使用人を、監査役会との協議のうえ、人選し配置します。

補助使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとします。

また、補助使用人の人事評価については監査役の協議によって行い、人事異動、懲戒に関しては監査役の事前の同意を得るものとします。

⑦ 当社の監査役への報告に関する体制

当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、経営の状況、事業の状況、財務の状況並びに内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等を、監査役が参加する取締役会もしくは経営会議にて報告します。

また、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等及び使用人は、当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、又はこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。当社及び子会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役及び使用人並びに子会社取締役等、監査役及び使用人に周知徹底します。

⑧ 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役から会社法第388条に基づく費用の前払等の請求を受けたときは、社内の規定に基づき速やかに当該費用の支給を行うものとし、また、担当部門は每期この支給に必要な予算措置を講じるものとします。

⑨ その他当社の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部門は、内部監査の内容について適時に監査役と打ち合わせるなどして監査役会と緊密に連携を図り、効率的な監査役監査に資するように協調して監査業務を進めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の「業務の適正を確保するための体制についての決定事項」に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しています。

当事業年度における主な運用状況は次の通りです。

2016年度に実施したリスクサーベイの結果と、発生した重大なインシデントおよび新たな事業領域・環境への対応を踏まえ、重要度及び対策の必要性に応じてリスクのレベル分けを行い、主管部門の取組み内容を「リスク管理委員会」で集中的に議論することで、より実効性の高い管理体制を構築しています。更に、事業規模の拡大、社会情勢の変化を踏まえ、2021年度はリスクサーベイを実施し、管理すべきリスクを更改しました。

リスクサーベイの実施以外にも、経営戦略リスクの検討体制の見直し、リスクマネジメントに関する研修を行い、更なるリスク管理体制の実効性向上を図っています。

その他の具体的取組として、海外事業における出店拡大やインシデントの多様化を踏まえ、物件開発に関するリスクの調査、ミャンマーでのクーデター等を踏まえた緊急事態対応マニュアルの見直し、国内事業においても事業の拡大・多様化を踏まえたBCPの改訂を行っております。

当社子会社について、中国・アセアンでは2017年度に実施したリスクサーベイの結果に基づき、各国のリスク管理体制を日本本社に準じて自律的に推進する体制としているほか、事業拡大に伴い子会社管理の重要性が高まっていることを踏まえ、子会社の規模・業容に合わせたリスク管理体制の基準を整備し、当社グループでのリスク管理体制の向上にも取り組んでいます。

また、コンプライアンスリスクとなる法令・社内規則等の違反を防止するため、「コンプライアンス委員会」にて、国内外問わず発生した違反を事例研究として取扱い、再発防止に向けた議論を行っております。議論の結果は経営会議・取締役会にて報告することで実効性向上を図っております。当事業年度では、ハラスメ

ントの防止施策や優越的地位の濫用、労働時間削減を中心に議論して参りました。

特に海外のコンプライアンス違反に関して、本社への報告フローを確立するとともに早期認知に努め、一刻も早い解決と再発防止に向けて対策を進めております。

親会社及びグループ各社との利益が相反する取引が発生する場合の対応については、「関連当事者取引管理規則」に則り、取引の合理性や取引条件の相当性を審議しています。また、取締役会付議の議案につきましては社外役員に対して事前説明を実施し、必要な判断が行えるようにしています。また、中国・アセアン地域の海外子会社については、内部統制強化のため、規定の整備や監査体制の強化を図るとともに、重要な決定事項は経営会議で承認を得るなど、情報を統括し管理を行っています。なお、2018年9月に国内外の贈賄行為を未然に防止すべく「贈賄防止基本規則」を制定し、社内体制の整備、教育を行っています。

内部監査部門は月1回、常勤監査役とのミーティングを実施し、改善状況の進捗管理を行い、半期に一度、経営会議に報告しています。

～反社会的勢力排除に向けた取り組み～

1.基本的な考え方

コンプライアンス経営の徹底、企業防衛の観点から、反社会的勢力とは関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応し、排除することが、企業の社会的責任であることを認識しています。

2.反社会的勢力排除に向けた整備状況

- ① 万一反社会的勢力による不当請求があった場合には、個人的対応は行わず、民事及び刑事的法的対応を含め、外部専門家や捜査機関とも緊密な連携を構築し、組織的対応をしています。
- ② 「(財)千葉県暴力団追放県民会議」に加盟し、平素から警察、防犯協会等と緊密に連携して、反社会的勢力に関する情報収集に努め、各事業所を含めた全社的な情報を担当部門に集約して、社内啓蒙活動をしています。
- ③ 「取引管理規則」に基づき、取引先が反社会的勢力との関わりがないか調査し、反社会的勢力の排除を徹底しています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益力向上による株主の皆さまへの利益還元を重要な経営政策と認識しており、利益配分は、株主の皆さまへの安定的な配当継続を重視するとともに、内部留保金は事業基盤強化のための成長事業、新規事業、経営体質強化のために投資していくことを基本方針としています。

また、毎事業年度における配当の回数につきましては、中間配当と期末配当の年2回とし、これらの配当の決定につきましては、会社法第459条第1項に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めています。配当性向については、海外事業がキャッシュ・フローを創出できるステージに入っており、連結配当性向30%以上としています。

【当期剰余金の配当について】

当期の剰余金の期末配当は、2022年4月7日開催の取締役会決議により、1株当たり普通配当25円とさせていただきます。これにより、中間配当25円と合わせた当期の年間配当金は1株当たり50円となります。

なお、期末配当金の支払開始日(効力発生日)は2022年5月2日(月曜日)とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	150,711
現金及び預金	87,148
営業未収入金	8,308
前払費用	3,965
関係会社預け金	9,000
その他の	42,661
貸倒引当金	△373
固定資産	1,312,544
(有形固定資産)	(1,191,229)
建物及び構築物	647,844
機械装置及び運搬具	3,189
工具、器具及び備品	10,651
土地	341,296
使用権資産	159,276
建設仮勘定	28,940
その他の	29
(無形固定資産)	(3,456)
(投資その他の資産)	(117,859)
投資有価証券	1,991
長期貸付金	18
長期前払費用	43,956
繰延税金資産	19,496
差入保証金	51,922
その他の	491
貸倒引当金	△18
資産合計	1,463,256

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	212,734
営業未払金	9,919
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	46,093
リース債務	19,555
未払法人税等	6,830
専門店預り金	38,732
預り金	6,528
賞与引当金	1,714
役員業績報酬引当金	78
店舗閉鎖損失引当金	733
設備関係支払手形	6,081
設備関係電子記録債権	9,344
設備関係未払金	8,628
その他の	18,492
固定負債	823,590
社債	355,000
長期借入金	178,704
リース債務	118,239
繰延税金負債	628
退職給付に係る負債	647
資産除去債務	19,843
長期預り保証金	146,198
その他の	4,329
負債合計	1,036,325
(純資産の部)	
株主資本	399,890
資本金	42,374
資本剰余金	40,693
利益剰余金	316,829
自己株	△7
その他の包括利益累計額	16,565
その他有価証券評価差額金	1,059
為替換算調整勘定	16,158
退職給付に係る調整累計額	△652
新株予約権	33
非支配株主持分	10,441
純資産合計	426,931
負債純資産合計	1,463,256

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年3月1日期首残高	42,372	40,691	307,790	△6	390,848
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2	2			4
剰余金の配当			△10,239		△10,239
親会社株主に帰属する当期純利益			19,278		19,278
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	2	2	9,039	△1	9,042
2022年2月28日期末残高	42,374	40,693	316,829	△7	399,890

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計	
	その 有価 証券 評価 差額	他 為替 調整 金	換 算 調整 額	退職 給付 に係 る 調整 額				その 他の 包括 利益 累計 額
2021年3月1日期首残高	1,029	△13,868		△690	△13,529	23	10,143	387,486
連結会計年度中の変動額								
新株の発行								4
剰余金の配当								△10,239
親会社株主に帰属する当期純利益								19,278
自己株式の取得								△1
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	29	30,027		37	30,094	9	298	30,402
連結会計年度中の変動額合計	29	30,027		37	30,094	9	298	39,444
2022年2月28日期末残高	1,059	16,158		△652	16,565	33	10,441	426,931

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2022年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	56,936
現金及び預金	8,537
営業未収入金	3,143
前払費用	2,922
関係会社短期貸付金	11,100
関係会社預け金	9,000
未収入金	21,724
1年内回収予定の差入保証金	69
その他の	477
貸倒引当金	△37
固定資産	1,258,647
(有形固定資産)	(801,841)
建築物	466,284
構築物	28,024
機械及び装置	3,161
車両及び運搬具	5
工具、器具及び備品	7,895
土地	286,754
建設仮勘定	9,687
その他	29
(無形固定資産)	(3,060)
ソフトウェア	2,400
施設利用権	649
その他	11
(投資その他の資産)	(453,744)
投資有価証券	1,991
関係会社株	235,337
関係会社出資金	113,985
長期貸付金	18
関係会社長期貸付金	26,654
長期前払費用	15,278
繰延税金資産	15,143
差入保証金	44,774
前払年金費用	110
その他	468
貸倒引当金	△18
資産合計	1,315,583

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	180,100
営業未払金	8,085
短期借入金	6,586
1年内償還予定の社債	40,000
1年内返済予定の長期借入金	46,093
未払金	3,102
未払費用	2,402
未払法人税等	5,843
前受金	4,902
専門店預り金	31,088
預り金	11,091
賞与引当金	1,636
役員報酬引当金	60
店舗閉鎖損失引当金	733
設備関係支払手形	5,775
設備関係電子記録債	9,344
設備関係未払金	2,031
その他	1,321
固定負債	688,833
社債	355,000
長期借入金	186,971
資産除去債務	18,492
長期預り保証金	127,938
その他	431
負債合計	868,934
(純資産の部)	
株主資本	445,556
資本金	42,374
資本剰余金	42,682
資本準備金	42,682
利益剰余金	360,506
利益準備金	1,371
その他利益剰余金	359,135
固定資産圧縮積立金	405
別途積立金	28,770
繰越利益剰余金	329,959
自己株式	△7
評価・換算差額等	1,059
その他有価証券評価差額金	1,059
新株予約権	33
純資産合計	446,649
負債純資産合計	1,315,583

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

参考

損益計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
営 業 収 入		247,951
不 動 産 賃 貸 収 入		192,896
営 業 原 価		55,055
不 動 産 賃 貸 原 価		23,573
営 業 総 利 益		31,481
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	969	
受 取 配 当 金	62	
受 取 退 店 違 約 金 益	1,199	
為 替 差 益	173	
補 助 金 収 入	2,338	
受 取 保 険 金 他	118	
そ の 他	152	5,015
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 他	3,616	
そ の 他	822	4,438
経 常 利 益		32,059
特 別 利 益		
特 別 資 産 売 却 益	4	
補 助 金 収 入	1,748	1,752
特 別 損 失		
特 別 資 産 除 却 損 失	696	
減 損 損 失	803	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	55	
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 に よ る 損 失 他	1,824	
そ の 他	62	3,441
税 引 前 当 期 純 利 益		30,370
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,657	
法 人 税 等 調 整 額	△3,624	5,033
当 期 純 利 益		25,337

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書 (2021年3月1日から2022年2月28日まで)

(単位:百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
2021年3月1日期首残高	42,372	42,680	42,680	1,371	344,037	345,408	△6	430,455	
当事業年度中の変動額									
新株の発行	2	2	2					4	
剰余金の配当					△10,239	△10,239		△10,239	
当期純利益					25,337	25,337		25,337	
自己株式の取得							△1	△1	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
当事業年度中の変動額合計	2	2	2	-	15,097	15,097	△1	15,100	
2022年2月28日期末残高	42,374	42,682	42,682	1,371	359,135	360,506	△7	445,556	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年3月1日期首残高	1,029	1,029	23	431,509
当事業年度中の変動額				
新株の発行				4
剰余金の配当				△10,239
当期純利益				25,337
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	29	29	9	39
当事業年度中の変動額合計	29	29	9	15,140
2022年2月28日期末残高	1,059	1,059	33	446,649

(注)金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

イオンモール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸 山 友 康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮 下 淳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イオンモール株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イオンモール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年4月6日

イオンモール株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸山友康 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 宮下 淳 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオンモール株式会社の2021年3月1日から2022年2月28日までの第111期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第111期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、経営監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社担当の取締役等や子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年4月6日

イオンモール株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 渡 部 ま き ㊞

社外監査役 村 松 高 男 ㊞

社外監査役 阿部(鳥居)江美 ㊞

監査役 西 松 正 人 ㊞

以 上

ご参考

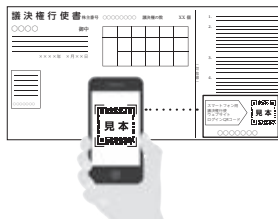
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットをご利用の株主の皆さまへ

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回**のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

※インターネットによる議決権の行使は、2022年5月18日（水曜日）午後6時まで受け付けますが、議決権行使結果集計の都合上、できるだけ早めに行ってくださいようお願い申し上げます。

※書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使として取扱います。
インターネットで複数回重複して議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取扱います。

インターネット等による議決権の行使に関するスマートフォン、パソコン等の操作方法がご不明な場合は、右記の専用ダイヤルにお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 9:00～21:00 土・日・祝日を除く)

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

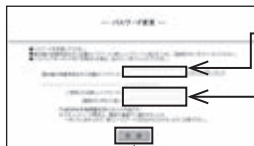
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

優待制度のご案内

(2022年4月現在)

株主優待のお知らせ

対象株主さま

毎年2月末日現在の株主名簿に記載された株主さまで1単元（100株）以上の株式を保有されている株主さまについて実施いたします。

- 100株～ 500株未満 3,000円相当のご優待商品
- 500株～ 1,000株未満 5,000円相当のご優待商品
- 1,000株以上 10,000円相当のご優待商品

詳細については、2022年6月中旬に送付予定のご優待商品選択に関するご案内をご覧ください。

●ご優待品

3つのコースから1つを選択していただけます。

- ①「イオンギフトカード」
- ②「カタログギフト」
- ③「カーボンオフセットサービス」※

※このサービスを選択されますと、相当額分の二酸化炭素排出権を一般社団法人「日本カーボンオフセット」（<http://www.co-j.jp/>）を通じて取得し、取得された排出権は、国の償却口座に無償で移転します。

〈ご報告〉2021年2月期の実績では、27名の方よりご選択いただき、21トン分の二酸化炭素排出権を取得いたしました。



イオンギフトカード



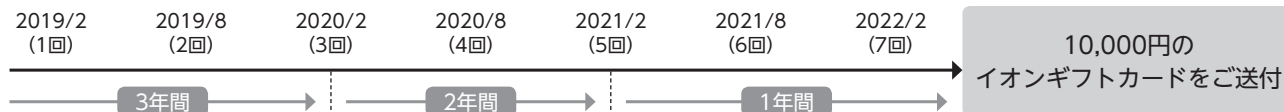
カタログ商品イメージ



長期保有株主優待制度について

2月末日の株主名簿に、当社株式1,000株以上の株主として記載され、保有継続期間が3年以上の株主さま（同一株主番号で2月末日及び8月末日の当社株主名簿に連続7回以上記載された株主さま）を対象とし、現行の株主優待に加え、下記の基準でイオンギフトカードを進呈させていただきます。

(例) 2019年2月期末以前から株主名簿に同一株主番号で継続記載されて、5,000株以上保有していた場合



株主優待品の内容

日本全国で展開するイオンモールをはじめ、イオングループ各店でご利用いただけるイオンギフトカードを進呈

2月末時点保有株式数	イオンギフトカード金額
1,000株～1,999株	2,000円
2,000株～2,999株	4,000円
3,000株～4,999株	6,000円
5,000株以上	10,000円

贈呈時期

毎年5月中の発送を予定

株主メモ

(2022年4月現在)

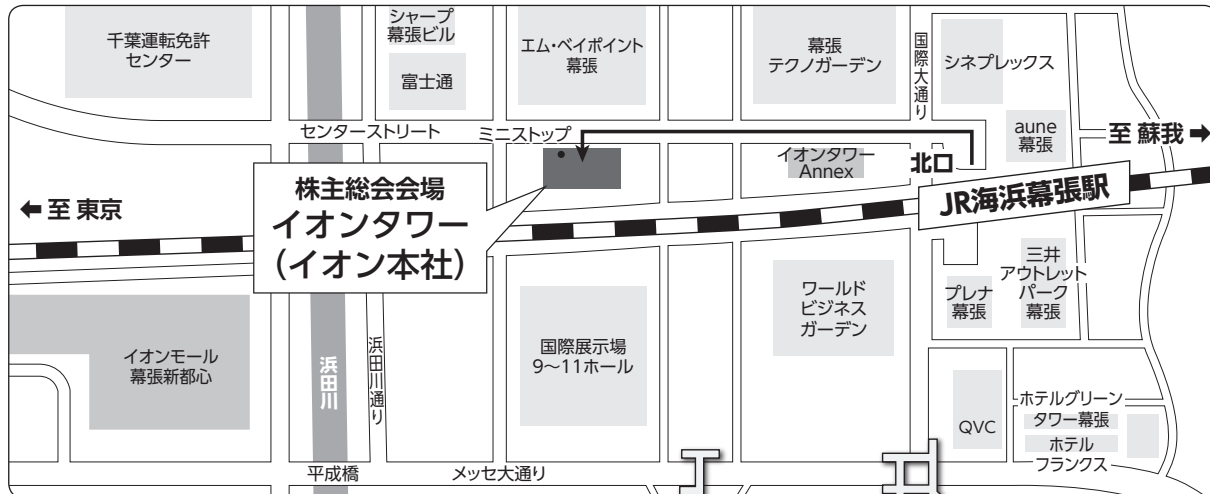
事業年度 3月1日から翌年の2月末日まで
基準日 2月末日（その他必要がある場合には、あらかじめ
公告いたします。）
定時株主総会 5月（ただし末日までに開催）
単元株式数 100株
株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
みずほ信託銀行株式会社
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
お問い合わせ先 イオンモール株式会社
管理本部 総務部
〒261-8539 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1
電話 043-212-6463
公告方法 ホームページ <http://www.aeonmall.com>
電子公告の方法により行います。ただし、電子公告
によることができない事故その他やむを得ない事由
が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して行いま
す。
公告掲載 <http://www.aeonmall.com>

■未払配当金のお支払い、支払明細の発行
みずほ信託銀行の下記連絡先にお問い合わせく
ださい。
■住所変更、単元未満株式の買取請求、口座振
替、配当金受取方法の指定等
【証券会社に口座をお持ちの株主さま】
お取引の証券会社にお問い合わせください。
【特別口座の株主さま（証券会社に口座をお持ちでない
株主さま）】
みずほ信託銀行の下記連絡先にお問い合わせく
ださい。
■お問い合わせ先
〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

株主総会会場のご案内

【場 所】 千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1 イオンタワー(イオン本社)別棟3F多目的ホール

【交 通】 JR京葉線「海浜幕張駅」北口より徒歩約7分



<新型コロナウイルス等の感染予防に関するお知らせ>


新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。会場内の席数も制限しておりますので、満席となった場合はご入場いただけません。予めご了承ください。当日は、ご自宅でも本株主総会の模様をご視聴いただけるよう、インターネットにてライブ配信を行いますので、ご視聴ください。

なお、議決権行使につきましては、事前に郵送やインターネット等で行使いただくことが可能です。インターネットによる議決権行使の方法は招集ご通知67頁をご確認ください。

今後の状況により本総会の開催・運営に関して大きな変化が生じる場合は、下記ウェブサイトでお知らせします。内容を随時更新いたしますので、ご来場前に必ずご確認くださいませますようお願い申し上げます。
<https://www.aeonmall.com/ir/meeting.html>

※ご自宅などで株主総会を視聴いただけるようライブ配信を行います。
(インターネット中継になります。視聴方法など詳しくは、同封のご案内をご確認ください。)

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

 木を植えています
私たちはイオンです



UD
FONT

ユニバーサルデザイン(UD)の考えに基づいた見やすいデザインの文字を採用しています。

NAVITIME

出発地から株主総会会場までスマートフォンでご案内します。こちらを読み取り下さい。→

